

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号 ◆D-20-1-3 事業名 避難タワー整備事業
事業費 総額 882,261 千円（うち復興交付金 705,806 千円） （内訳：本工事費 799,500 千円、調査設計費 45,561 千円、 用地費 37,200 千円）
事業期間 平成 25 年度～平成 27 年度
事業目的・事業地区 津波避難困難区域において、津波から住民等の生命及び身体の安全を確保するための避難施設として、沿岸部の津波避難ビルの指定が困難な場所に、津波発生時の緊急避難を可能とする避難タワーを整備（4 基）したもの。
位置図 
① 大宮町津波避難タワー：石巻市大宮町 3 番 15 号 ② 魚町一丁目津波避難タワー：石巻市魚町一丁目 3 番地 7 ③ 魚町三丁目津波避難タワー：石巻市魚町三丁目 6 番地 1 ④ 西浜町津波避難タワー：石巻市西浜町 1 番地 2
事業結果 津波避難タワーは平成 25 年度から平成 27 年度に 4 基すべて完成したことにより、施設周辺に住まわれている方や就業されている方が津波発生時に避難可能となったため、津波に対する安全性がより高まった。また、タワーを拠点に防災訓練及び見学会等を実施したことにより、地域の防災意識が高揚され、安全で安心な新たなまちづくりの形成にも寄与した。

【タワー概要】

名称 (避難タワー)	建設年月	床面高さ (屋上床面)	収容人数	主な設備
大宮町	平成 27 年 3 月	9.83m (12.53m)	214 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収納型ベンチ ・ 簡易トイレ ・ 太陽光パネル ・ 毛布 ・ 非常用簡易無線機 ・ 食糧・飲料水 ・ 携帯ラジオ
魚町一丁目	平成 27 年 11 月	10.80m (14.60m)	214 人	
魚町三丁目	平成 27 年 11 月	10.80m (14.60m)	214 人	
西浜町	平成 28 年 3 月	9.06m (12.83m)	214 人	

左：大宮町避難タワー整備前（平成 26 年度 7 月）

右：大宮町避難タワー整備後（平成 27 年度 3 月）



事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

津波避難タワーは建設地の津波の浸水深の約 2 倍の高さで建てられており、津波発生時に避難が遅れた周辺住民及び周辺就労者等のうち約 200 人程度の避難が可能となった。なお、屋内の避難スペースに備蓄品を確保していることから、避難後、救助が到着するまでの間の生活を可能としている。

また、避難タワーを利用した訓練や見学会を実施しているため、災害時のタワーの利用方法や避難方法を確認していただいていることから、避難行動の確立や地域の防災意識が高揚され、安全で安心な新たなまちづくりの形成にも寄与している。

② コストに関する調査・分析・評価

避難タワー整備事業に係る事業費の積算は、公共建築工事標準仕様書等により実施し、地方自治法等に基づき入札を行い、公正な競争・透明性の確保に努め、適正な事業執行がなされていると判断される。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

各避難タワーにおける整備事業は、以下の通り概ね予定通り事業を進めることができた。

<想定した事業期間>

設計発注～完了 平成 25 年 7 月～平成 27 年 11 月

工事発注～完了 平成 26 年 3 月～平成 28 年 4 月

<実際に事業に有した期間>

設計発注～完了 平成 25 年 7 月～平成 27 年 3 月

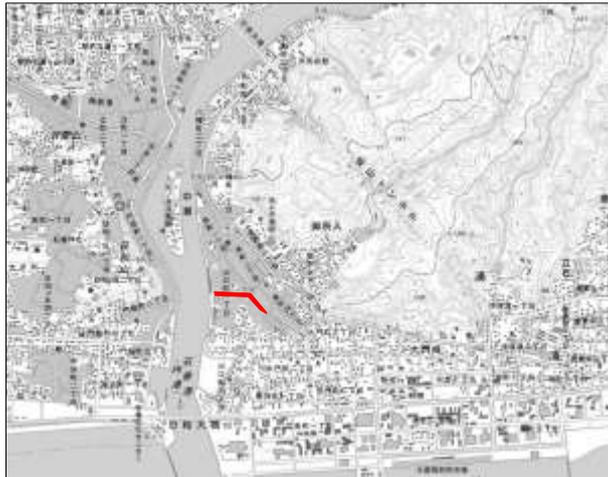
工事発注～完了 平成 26 年 7 月～平成 28 年 3 月

事業担当部局

総務部危機対策課

電話番号 : 0225-95-1111

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

<p>事業番号 D-22-1、D-22-2 事業名 都市公園事業 防災緑地1号 都市公園事業（用地）防災緑地1号</p>
<p>事業費 【工事】(D-22-1) 総額 150,624千円（うち復興交付金112,965千円） （内訳：本工事費 140,651千円、調査設計費 9,973千円） 【用地】(D-22-2) 総額 296,455千円（うち復興交付金197,633千円） （内訳：用地費 11,717千円、補償費 284,738千円）</p>
<p>事業期間 平成25年度～令和元年度</p>
<p>事業目的・事業地区 二線堤として防災緑地1号（津波防災緑地）を整備し、比較的頻度が高い津波を上回る津波が発生した際に津波を減衰し、かつ、漂流物を捕捉することで、背後に広がる市街地について、これまでどおりの土地利用を図ることを目的に実施したもの。</p> <p style="text-align: center;">位置図</p> 
<p>事業結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設整備：防災緑地1号 整備面積：A=0.88ha、天端幅：W=10.0m、計画高：TP+4.5 ○用地取得情報 用地取得：3筆、805.4㎡、 物件移転等補償：建物移転1棟、工作物、動産、その他 （※上記以外の土地については、防災集団移転促進事業による買取と区画整理事業による原価買取により取得）

整備前

(工事施工)



(移転補償物件)



整備後

(工事施工)



(移転補償物件)



事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

- ・ 防災緑地の整備完了により、津波多重防御施設の二線堤としての機能が図られ、防災緑地の内陸に居住する市民の安全・安心の確保に寄与した。

② コストに関する調査・分析・評価

- ・ 当事業の設計・積算については土木工事標準積算基準書により実施し、また、一般競争入札等により業者選定を行い、公正な競争・透明性の確保に努め、適正な事業執行がなされていると判断される。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

- ・ 既設下水道埋設管の移設及び区画整理事業との事業施工調整等により 5 年遅れての完成となったが、当該隣接事業との事業間調整を綿密に行った結果、令和元年度中に完成することができた。

<想定した事業期間>

工事	調査設計発注・完了	平成 25 年 5 月～平成 26 年 2 月
	入札手続き・発注・完了	平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月
用地	用地取得手続き	平成 25 年 5 月～平成 26 年 3 月

<実際に事業に要した事業期間>

工事	調査設計発注・完了	平成 26 年 3 月～平成 27 年 2 月
	入札手続き・発注・完了	平成 28 年 2 月～令和 2 年 3 月
用地	用地取得手続き	平成 27 年 6 月～平成 28 年 3 月

事業担当部局

復興企画部復興推進課

電話番号：0225-95-1111

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

<p>事業番号 ◆D-23-1-3 事業名 (仮称) 石巻消防署西分署新築整備事業</p>
<p>事業費 総額 552,500 千円 (うち復興交付金 442,000 千円) (内訳: 本工事費 523,966 千円、調査設計費 28,534 千円)</p>
<p>事業期間 平成 25 年度～平成 27 年度</p>
<p>事業目的・事業地区 震災による仮設住宅の建設や防災集団移転の促進、石巻西部地区への人口増加による消防力強化は喫緊の課題であったことから、平成 27 年度の運用開始を目指し実施したものの。</p> <div data-bbox="225 698 1353 1496" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>位置図</p>  <div data-bbox="820 1332 1385 1496" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>石巻消防署西分署 〒986-0863 石巻市向陽町五丁目 12 番 1 号</p> </div> </div>
<p>事業結果 石巻消防署西分署の整備により蛇田地域を中心とした消防力の充実が図られた。</p> <p>【庁舎の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 建設場所 石巻市向陽町五丁目 12 番 1 号 ◎ 敷地面積 2,417.19 m² ◎ 建築面積 604.02 m² <ul style="list-style-type: none"> 1 階面積 600.00 m² 2 階面積 290.62 m² ◎ 延べ面積 890.62 m² ◎ 構造種目 鉄筋コンクリート造 2 階建 <p>(耐震基準 構造体: I 類 建築非構造部材: A 類 建築設備: 甲類)</p>

【石巻消防署西分署】



事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

石巻消防署西分署の整備により救急出動拠点が増え、石巻消防署管内に救急隊が1隊増設された。令和2年においては、石巻消防署管内の年間約6,000件の救急対応のうち、西分署で約1,400件の救急対応を行っていることから適正に活用されていると判断される。

② コストに関する調査・分析・評価

事業費の積算等は国土交通省監修の「公共建築工事標準仕様書」により実施、制限付き一般競争入札を行い、公正な競争・透明性の確保に努め、適正な事業執行がなされていると判断される。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

平成24年1月より広域行政事務組合と検討を行い、庁舎の設計から建設、開庁運用開始に至るまで、概ね予定どおり事業を進めることができた。

<想定した事業期間>

設計発注～完了	平成25年5月～平成26年3月
工事発注～完了	平成26年4月～平成27年3月

<実際の事業期間>

- ・平成24年1月～3月 石巻市消防庁舎検討ワーキンググループ【消防本部・広域行政事務組合・市防災対策課・市建築課担当者】(6回開催)
- ・平成24年3月28日 石巻市消防庁舎検討ワーキンググループ検討結果報告
- ・平成24年8月 消防庁舎建設等会議(消防本部及び市各課と5回開催)
- ・平成24年9月6日 消防署所の現状等に係る協議
- ・平成24年10月 (仮称)石巻消防署西分署の整備計画(案)作成
- ・平成25年8月～3月 (仮称)石巻消防署西分署の設計業務
- ・平成26年6月～ 蛇田地域区長及び住民説明会
- ・平成26年6月～平成27年3月 (仮称)石巻消防署西分署建設工事
- ・平成27年5月1日 石巻消防署西分署開庁(運用開始)

事業担当部局

総務部危機対策課 電話番号：0225-95-1111

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-36	
事業名	防災集団移転促進事業（【石巻】佐須地区）	
事業費	総額 2,088,462 千円（うち復興交付金 1,827,395 千円）	
	宅地造成経費（1・3号経費）	2,052,594 千円
	工事費	1,891,161 千円
	調査設計費等	145,103 千円
	用地費	11,393 千円
	補償費	4,937 千円
	被災元地買取経費（4号経費）	30,075 千円
	用地費	27,588 千円
	補償費	0 千円
	不動産鑑定等	2,487 千円
	補助金交付（2・6号経費）	5,793 千円
	建物等利子補助	4,570 千円
	移転費補助	1,223 千円
事業期間	平成 24 年度～令和 2 年度	
事業目的・事業地区	<p>【防災基準・防災体制を抜本的に見直し、市民の命を守る災害に強いまちづくり】を念頭において、数十年から百数十年に 1 回程度発生すると想定される津波に対する海岸防潮堤の整備を行い、今後想定される最大級の津波に対しては、防災集団移転促進事業により、安全な高台や内陸部に居住等の場とする土地や公共公益施設等の移転のための土地を整備するものである。</p>	
	<p style="text-align: center;">防災集団移転促進事業のイメージ</p>	

位置図



事業結果

平成 24 年度に大臣同意を得て、造成工事に着手するとともに被災元地（宅地及び介在農地）買取りを行った。

また、造成完了後、移転希望者に対し宅地供給を開始、補助金を交付した。

本事業により、移転促進区域内の被災者の住宅再建に寄与した。

【移転促進区域】

面積 11,097 m²

世帯数 38 世帯

住民数 115 人

【宅地造成（1・3号経費）】

造成面積 21,705 m²

宅地数 15 画地

区分	造成数	契約数	空き
住宅敷地	11 画地	2 画地	9 画地
公営住宅	4 画地		

【被災元地買取（4号経費）】

買取筆数 31 筆

買取面積 5,823.38 m²

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

佐須地区の災害危険区域内に居住していた 38 世帯に対し、住宅再建手法を幾度となく説明したことで、同区域内設定の移転促進区域の被災者の意向に沿った住宅再建をすることができた。

② コストに関する調査・分析・評価

- ・ 宅地造成費については、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用し、土木工事標準積算基準（宮城県土木部）により設計・積算し、石巻市契約規則に基づき指名競争入札を行い、適正な事業執行がなされたと判断される。
- ・ 被災元地買取りについては、国勢調査若しくは実測の面積に不動産鑑定単価を乗じた金額により事業執行したことから、適正な買取りがなされたと判断される。
- ・ 補助金交付については、国が定める防災集団移転促進事業費補助金交付要綱と同額の上限額とし、提出された土地及び建物の契約書等を精査したうえ、補助金を交付したため適正な執行がなされたと判断される。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

＜想定した事業期間＞

平成 24 年度～平成 25 年度

＜実際に事業に有した事業期間＞

宅地造成経費（1・3号経費） 平成 24 年度～平成 30 年度

被災元地買取経費（4号経費） 平成 24 年度～令和 2 年度

補助金交付（2・6号経費） 平成 29 年度～令和元年度

- ・ 想定した事業期間については、少しでも早い宅地の供給を目指したため、かなり余裕のない期間を想定していた。
- ・ 宅地造成については、被災者への住宅の再建方法についての説明及び意向の確認を何度も重ねることにより、被災者の意向に沿った宅地数を造成したため、事業期間は適当であったと判断される。
- ・ 被災元地買取りについては、相続や抵当権抹消等を被災者本人が行う必要があり、相当な時間を要したものの、被災者の意向に沿って買取りを行ったため、事業期間は適当であったと判断される。
- ・ 補助金交付については、被災者の住宅建築スケジュール、融資等の手続きに時間を要したが、被災者の意向に沿って交付を行ったため、交付期間は適正と判断される。
- ・ 特に大幅な遅延が見込まれた元地買取り及び補助金交付については、対象者に期限を明示する等連絡を重ね、手続を促すことにより、令和 2 年度をもって事業を完了することができた。

事業担当部局

復興企画部復興推進課 電話番号：0225-95-1111

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-37	
事業名	防災集団移転促進事業（【石巻】小竹浜地区）	
事業費	総額 253,785 千円（うち復興交付金 222,050 千円）	
	宅地造成経費（1・3号経費）	178,941 千円
	工事費	143,881 千円
	調査設計費等	21,715 千円
	用地費	3,251 千円
	補償費	10,094 千円
	被災元地買取経費（4号経費）	68,737 千円
	用地費	21,758 千円
	補償費	42,353 千円
	不動産鑑定等	4,626 千円
	補助金交付（2・6号経費）	6,107 千円
	建物等利子補助	4,570 千円
	移転費補助	1,537 千円
事業期間	平成 24 年度～令和 2 年度	
事業目的・事業地区	<p>【防災基準・防災体制を抜本的に見直し、市民の命を守る災害に強いまちづくり】を念頭において、数十年から百数十年に 1 回程度発生すると想定される津波に対する海岸防潮堤の整備を行い、今後想定される最大級の津波に対しては、防災集団移転促進事業により、安全な高台や内陸部に居住等の場とする土地や公共公益施設等の移転のための土地を整備するものである。</p>	
	<p style="text-align: center;">防災集団移転促進事業のイメージ</p>	

位置図



事業結果

平成 24 年度に大臣同意を得て、造成工事に着手するとともに被災元地（宅地及び介在農地）買取りを行った。

また、造成完了後、移転希望者に対し宅地供給を開始、補助金を交付した。
本事業により、移転促進区域内の被災者の住宅再建に寄与した。

【移転促進区域】

面積 10,285 m²
世帯数 21 世帯
住民数 44 人

【宅地造成（1・3号経費）】

造成面積 2,891 m²
宅地数 6 画地

区分	造成数	契約数	空き
住宅敷地	1 画地	1 画地	0 画地
公営住宅	5 画地		

【被災元地買取（4号経費）】

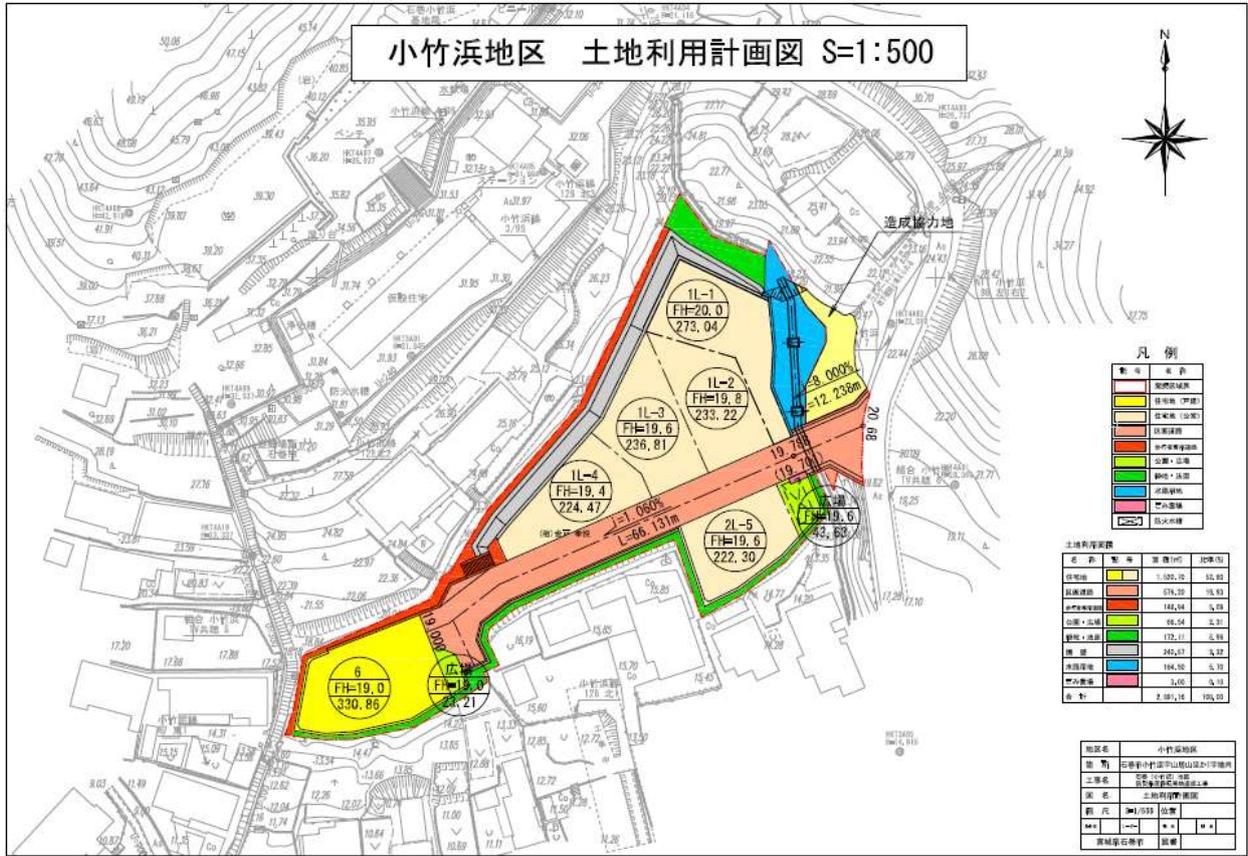
買取筆数 24 筆
買取面積 5,749.16 m²

【補助金交付（2・6号経費）】

建物等利子補助 1件

移転費補助 6件

土地利用計画図



整備前



整備後



事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

小竹浜地区の災害危険区域内に居住していた 21 世帯に対し、住宅再建手法を幾度となく説明したことで、同区域内設定の移転促進区域の被災者の意向に沿った住宅再建をすることができた。

② コストに関する調査・分析・評価

- ・ 宅地造成費については、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用し、土木工事標準積算基準（宮城県土木部）により設計・積算し、石巻市契約規則に基づき指名競争入札を行い、適正な事業執行がなされたと判断される。
- ・ 被災元地買取りについては、国勢調査若しくは実測の面積に不動産鑑定単価を乗じた金額により事業執行したことから、適正な買取りがなされたと判断される。
- ・ 補助金交付については、国が定める防災集団移転促進事業費補助金交付要綱と同額の上限額とし、提出された土地及び建物の契約書等を精査したうえ、補助金を交付したため適正な執行がなされたと判断される。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

<想定した事業期間>

平成 24 年度～平成 25 年度

<実際に事業に有した事業期間>

宅地造成経費（1・3号経費） 平成 24 年度～平成 30 年度

被災元地買取経費（4号経費） 平成 24 年度～令和 2 年度

補助金交付（2・6号経費） 平成 27 年度～平成 30 年度

- ・ 想定した事業期間については、少しでも早い宅地の供給を目指したため、かなり余裕のない期間を想定していた。
- ・ 宅地造成については、被災者への住宅の再建方法についての説明及び意向の確認を何度も重ねることにより、被災者の意向に沿った宅地数を造成したため、事業期間は適当であったと判断される。
- ・ 被災元地買取りについては、相続や抵当権抹消等を被災者本人が行う必要があり、相当な時間を要したものの、被災者の意向に沿って買取りを行ったため、事業期間は適当であったと判断される。
- ・ 補助金交付については、被災者の住宅建築スケジュール、融資等の手続きに時間を要したが、被災者の意向に沿って交付を行ったため、交付期間は適正と判断される。
- ・ 特に大幅な遅延が見込まれた元地買取り及び補助金交付については、対象者に期限を明示する等連絡を重ね、手続を促すことにより、令和 2 年度をもって事業を完了することができた。

事業担当部局

復興企画部復興推進課

電話番号：0225-95-1111

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-38	
事業名	防災集団移転促進事業（【石巻】折浜・蛤浜地区）	
事業費	総額 1,254,170 千円（うち復興交付金 1,097,386 千円）	
	宅地造成経費（1・3号経費）	1,155,776 千円
	工事費	1,084,445 千円
	調査設計費等	56,891 千円
	用地費	5,362 千円
	補償費	9,078 千円
	被災元地買取経費（4号経費）	83,087 千円
	用地費	21,327 千円
	補償費	54,127 千円
	不動産鑑定等	7,633 千円
	補助金交付（2・6号経費）	15,307 千円
	建物等利子補助	13,124 千円
	移転費補助	2,183 千円
事業期間	平成 24 年度～令和 2 年度	
事業目的・事業地区	<p>【防災基準・防災体制を抜本的に見直し、市民の命を守る災害に強いまちづくり】を念頭において、数十年から百数十年に 1 回程度発生すると想定される津波に対する海岸防潮堤の整備を行い、今後想定される最大級の津波に対しては、防災集団移転促進事業により、安全な高台や内陸部に居住等の場とする土地や公共公益施設等の移転のための土地を整備するものである。</p>	
	<p style="text-align: center;">防災集団移転促進事業のイメージ</p>	

位置図



事業結果

平成 24 年度に大臣同意を得て、造成工事に着手するとともに被災元地（宅地及び介在農地）買取りを行った。

また、造成完了後、移転希望者に対し宅地供給を開始、補助金を交付した。

本事業により、移転促進区域内の被災者の住宅再建に寄与した。

【移転促進区域】

面積 14,124 m²
世帯数 26 世帯
住民数 68 人

【宅地造成（1・3号経費）】

造成面積 17,222 m²
宅地数 12 画地

区分	造成数	契約数	空き
住宅敷地	6 画地	6 画地	0 画地
公営住宅	6 画地		

【被災元地買取（4号経費）】

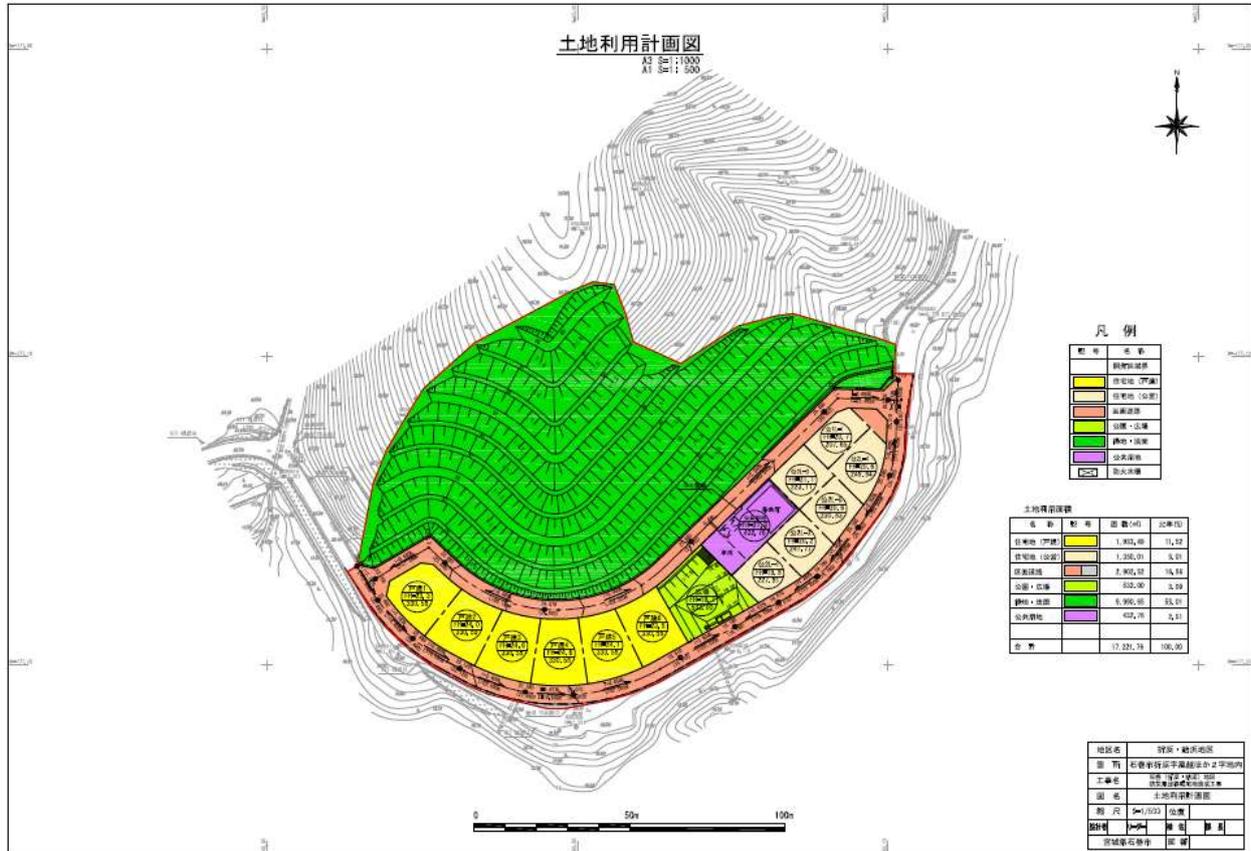
買取筆数 31 筆
買取面積 7,343.40 m²

【補助金交付（2・6号経費）】

建物等利子補助 4件

移転費補助 8件

土地利用計画図



被災後の移転元地



完成した移転団地



事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

折浜・蛤浜地区の災害危険区域内に居住していた 26 世帯に対し、住宅再建手法を幾度となく説明したことで、同区域内設定の移転促進区域の被災者の意向に沿った住宅再建をすることができた。

② コストに関する調査・分析・評価

- ・ 宅地造成費については、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用し、土木工事標準積算基準（宮城県土木部）により設計・積算し、石巻市契約規則に基づき指名競争入札を行い、適正な事業執行がなされたと判断される。
- ・ 被災元地買取りについては、国勢調査若しくは実測の面積に不動産鑑定単価を乗じた金額により事業執行したことから、適正な買取りがなされたと判断される。
- ・ 補助金交付については、国が定める防災集団移転促進事業費補助金交付要綱と同額の上限額とし、提出された土地及び建物の契約書等を精査したうえ、補助金を交付したため適正な執行がなされたと判断される。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

<想定した事業期間>

平成 24 年度～平成 25 年度

<実際に事業に有した事業期間>

宅地造成経費（1・3号経費） 平成 24 年度～平成 30 年度

被災元地買取経費（4号経費） 平成 24 年度～令和 2 年度

補助金交付（2・6号経費） 平成 28 年度～令和元年度

- ・ 想定した事業期間については、少しでも早い宅地の供給を目指したため、かなり余裕のない期間を想定していた。
- ・ 宅地造成については、被災者への住宅の再建方法についての説明及び意向の確認を何度も重ねることにより、被災者の意向に沿った宅地数を造成したため、事業期間は適当であったと判断される。
- ・ 被災元地買取りについては、相続や抵当権抹消等を被災者本人が行う必要があり、相当な時間を要したものの、被災者の意向に沿って買取りを行ったため、事業期間は適当であったと判断される。
- ・ 補助金交付については、被災者の住宅建築スケジュール、融資等の手続きに時間を要したが、被災者の意向に沿って交付を行ったため、交付期間は適正と判断される。
- ・ 特に大幅な遅延が見込まれた元地買取り及び補助金交付については、対象者に期限を明示する等連絡を重ね、手続を促すことにより、令和 2 年度をもって事業を完了することができた。

事業担当部局

復興企画部復興推進課

電話番号：0225-95-1111

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-39	
事業名	防災集団移転促進事業（【石巻】月浦地区）	
事業費	総額 197,195 千円（うち復興交付金 172,536 千円）	
	宅地造成経費（1・3号経費）	156,078 千円
	工事費	125,244 千円
	調査設計費等	27,643 千円
	用地費	1,629 千円
	補償費	1,562 千円
	被災元地買取経費（4号経費）	27,347 千円
	用地費	23,672 千円
	補償費	0 千円
	不動産鑑定等	3,675 千円
	補助金交付（2・6号経費）	13,770 千円
	建物等利子補助	13,710 千円
	移転費補助	60 千円
事業期間	平成 24 年度～令和 2 年度	
事業目的・事業地区	<p>【防災基準・防災体制を抜本的に見直し、市民の命を守る災害に強いまちづくり】を念頭において、数十年から百数十年に 1 回程度発生すると想定される津波に対する海岸防潮堤の整備を行い、今後想定される最大級の津波に対しては、防災集団移転促進事業により、安全な高台や内陸部に居住等の場とする土地や公共公益施設等の移転のための土地を整備するものである。</p>	
	<p style="text-align: center;">防災集団移転促進事業のイメージ</p>	

位置図



事業結果

平成 24 年度に大臣同意を得て、造成工事に着手するとともに被災元地（宅地及び介在農地）買取りを行った。

また、造成完了後、移転希望者に対し宅地供給を開始、補助金交付をした。

本事業により、移転促進区域内の被災者の住宅再建に寄与した。

【移転促進区域】

面積 13,421 m²

世帯数 36 世帯

住民数 101 人

【宅地造成（1・3号経費）】

造成面積 6,207 m²

宅地数 8 画地

区分	造成数	契約数	空き
住宅敷地	4 画地	4 画地	0 画地
公営住宅	4 画地		

【被災元地買取（4号経費）】

買取筆数 34 筆

買取面積 8,061.75 m²

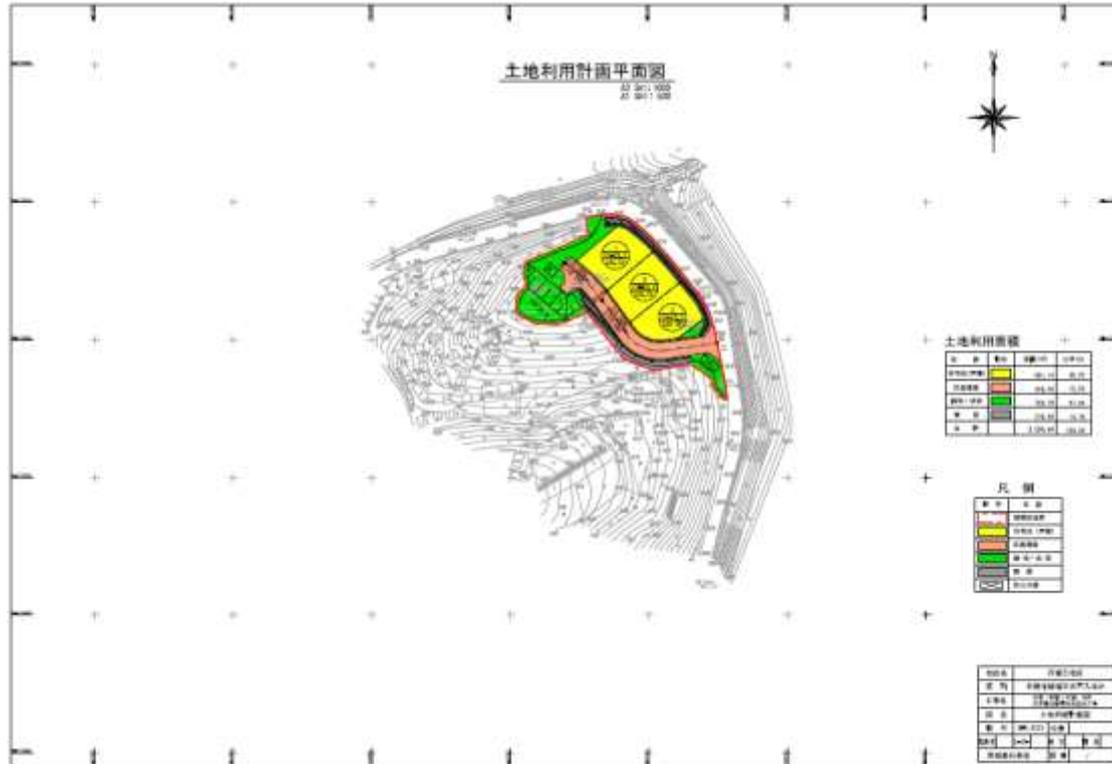
【補助金交付（2・6号経費）】

建物等利子補助 3件

移転費補助 1件

土地利用計画図

【月浦1】



【月浦2】



被災後の移転元地



整備後

【月浦 1】



【月浦 2】



事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

月浦地区の災害危険区域内に居住していた 36 世帯に対し、住宅再建手法を幾度となく説明したことで、同区域内設定の移転促進区域の被災者の意向に沿った住宅再建をすることができた。

② コストに関する調査・分析・評価

- ・ 宅地造成費については、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用し、土木工事標準積算基準（宮城県土木部）により設計・積算し、石巻市契約規則に基づき指名競争入札を行い、適正な事業執行がなされたと判断される。
- ・ 被災元地買取りについては、国勢調査若しくは実測の面積に不動産鑑定単価を乗じた金額により事業執行したことから、適正な買取りがなされたと判断される。
- ・ 補助金交付については、国が定める防災集団移転促進事業費補助金交付要綱と同額の上限額とし、提出された土地及び建物の契約書等を精査したうえ、補助金を交付したため適正な執行がなされたと判断される。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

<想定した事業期間>

平成 24 年度～平成 25 年度

<実際に事業に有した事業期間>

宅地造成経費（1・3号経費） 平成 24 年度～平成 30 年度

被災元地買取経費（4号経費） 平成 24 年度～令和 2 年度

補助金交付（2・6号経費） 平成 27 年度～令和元年度

- ・ 想定した事業期間については、少しでも早い宅地の供給を目指したため、かなり余裕のない期間を想定していた。
- ・ 宅地造成については、被災者への住宅の再建方法についての説明及び意向の確認を何度も重ねることにより、被災者の意向に沿った宅地数を造成したため、事業期間は適当であったと判断される。
- ・ 被災元地買取りについては、相続や抵当権抹消等を被災者本人が行う必要があり、相当な時間を要したものの、被災者の意向に沿って買取りを行ったため、事業期間は適当であったと判断される。
- ・ 補助金交付については、被災者の住宅建築スケジュール、融資等の手続きに時間を要したが、被災者の意向に沿って交付を行ったため、交付期間は適正と判断される。
- ・ 特に大幅な遅延が見込まれた元地買取り及び補助金交付については、対象者に期限を明示する等連絡を重ね、手続を促すことにより、令和2年度をもって事業を完了することができた。

事業担当部局

復興企画部復興推進課

電話番号：0225-95-1111

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-40	
事業名	防災集団移転促進事業（【石巻】牧浜地区）	
事業費	総額 536,602 千円（うち復興交付金 469,516 千円）	
	宅地造成経費（1・3号経費）	506,703 千円
	工事費	458,503 千円
	調査設計費等	33,145 千円
	用地費	6,685 千円
	補償費	8,370 千円
	被災元地買取経費（4号経費）	18,718 千円
	用地費	13,488 千円
	補償費	0 千円
	不動産鑑定等	5,230 千円
	補助金交付（2・6号経費）	11,181 千円
	建物等利子補助	9,011 千円
	移転費補助	2,170 千円
事業期間	平成 24 年度～令和 2 年度	
事業目的・事業地区	<p>【防災基準・防災体制を抜本的に見直し、市民の命を守る災害に強いまちづくり】を念頭において、数十年から百数十年に 1 回程度発生すると想定される津波に対する海岸防潮堤の整備を行い、今後想定される最大級の津波に対しては、防災集団移転促進事業により、安全な高台や内陸部に居住等の場とする土地や公共公益施設等の移転のための土地を整備するものである。</p>	
	<p style="text-align: center;">防災集団移転促進事業のイメージ</p>	

位置図



事業結果

平成 24 年度に大臣同意を得て、造成工事に着手するとともに被災元地（宅地及び介在農地）買取りを行った。

また、造成完了後、移転希望者に対し宅地供給を開始、補助金を交付した。

本事業により、移転促進区域内の被災者の住宅再建に寄与した。

【移転促進区域】

面積 10,406 m²
世帯数 18 世帯
住民数 49 人

【宅地造成（1・3号経費）】

造成面積 14,518 m²
宅地数 12 画地

区分	造成数	契約数	空き
住宅敷地	5 画地	3 画地	2 画地
公営住宅	7 画地		

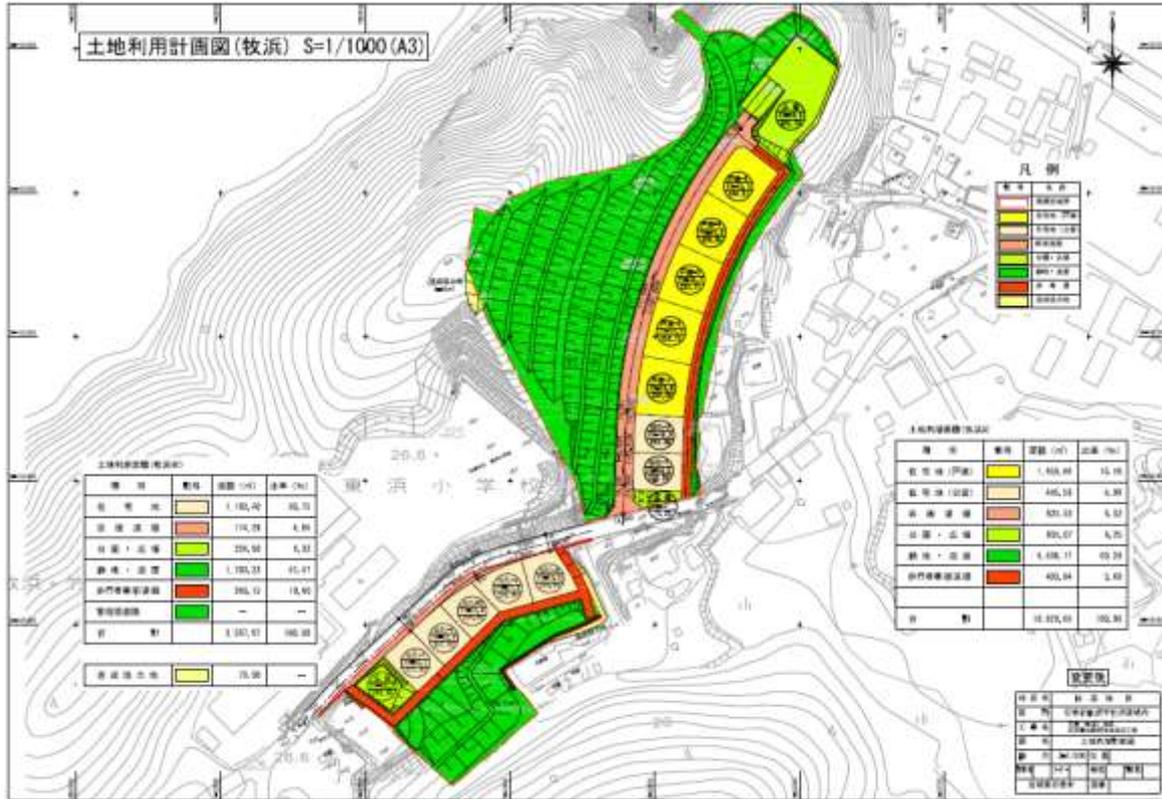
【被災元地買取（4号経費）】

買取筆数 10 筆
買取面積 4,682.13 m²

【補助金交付（2・6号経費）】

建物等利子補助 2件
 移転費補助 6件

土地利用計画図



被災後の移転元地



完成した移転団地
【牧浜A】



【牧浜B】



事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

牧浜地区の災害危険区域内に居住していた 18 世帯に対し、住宅再建手法を幾度となく説明したことで、同区域内設定の移転促進区域の被災者の意向に沿った住宅再建をすることができた。

② コストに関する調査・分析・評価

- ・ 宅地造成費については、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用し、土木工事標準積算基準（宮城県土木部）により設計・積算し、石巻市契約規則に基づき指名競争入札を行い、適正な事業執行がなされたと判断される。
- ・ 被災元地買取りについては、国勢調査若しくは実測の面積に不動産鑑定単価を乗じた金額により事業執行したことから、適正な買取りがなされたと判断される。
- ・ 補助金交付については、国が定める防災集団移転促進事業費補助金交付要綱と同額の上限額とし、提出された土地及び建物の契約書等を精査したうえ、補助金を交付したため適正な執行がなされたと判断される。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

<想定した事業期間>

平成 24 年度～平成 25 年度

<実際に事業に有した事業期間>

宅地造成経費（1・3号経費） 平成 24 年度～平成 30 年度

被災元地買取経費（4号経費） 平成 24 年度～令和 2 年度

補助金交付（2・6号経費） 平成 28 年度～令和 2 年度

- ・ 想定した事業期間については、少しでも早い宅地の供給を目指したため、かなり余裕のない期間を想定していた。
- ・ 宅地造成については、被災者への住宅の再建方法についての説明及び意向の確認を何度も重ねることにより、被災者の意向に沿った宅地数を造成したため、事業期間は適当であったと判断される。
- ・ 被災元地買取りについては、相続や抵当権抹消等を被災者本人が行う必要があり、相当な時間を要したものの、被災者の意向に沿って買取りを行ったため、事業期間は適当であったと判断される。
- ・ 補助金交付については、被災者の住宅建築スケジュール、融資等の手続きに時間を要したが、被災者の意向に沿って交付を行ったため、交付期間は適正と判断される。
- ・ 特に大幅な遅延が見込まれた元地買取り及び補助金交付については、対象者に期限を明示する等連絡を重ね、手続を促すことにより、令和 2 年度をもって事業を完了することができた。

事業担当部局

復興企画部復興推進課

電話番号：0225-95-1111

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-41	
事業名	防災集団移転促進事業（【石巻】福貴浦地区）	
事業費	総額 1,162,045 千円（うち復興交付金 1,016,770 千円）	
	宅地造成経費（1・3号経費）	1,054,912 千円
	工事費	970,754 千円
	調査設計費等	60,471 千円
	用地費	8,792 千円
	補償費	14,895 千円
	被災元地買取経費（4号経費）	54,604 千円
	用地費	4,409 千円
	補償費	44,099 千円
	不動産鑑定等	6,096 千円
	補助金交付（2・6号経費）	52,529 千円
	建物等利子補助	49,447 千円
	移転費補助	3,082 千円
事業期間	平成 24 年度～令和 2 年度	
事業目的・事業地区	<p>【防災基準・防災体制を抜本的に見直し、市民の命を守る災害に強いまちづくり】を念頭において、数十年から百数十年に 1 回程度発生すると想定される津波に対する海岸防潮堤の整備を行い、今後想定される最大級の津波に対しては、防災集団移転促進事業により、安全な高台や内陸部に居住等の場とする土地や公共公益施設等の移転のための土地を整備するものである。</p>	
	<p style="text-align: center;">防災集団移転促進事業のイメージ</p>	

位置図



事業結果

平成 24 年度に大臣同意を得て、造成工事に着手するとともに被災元地（宅地及び介在農地）買取りを行った。

また、造成完了後、移転希望者に対し宅地供給を開始、補助金を交付した。

本事業により、移転促進区域内の被災者の住宅再建に寄与した。

【移転促進区域】

面積 16,643 m²
 世帯数 31 世帯
 住民数 120 人

【宅地造成（1・3号経費）】

造成面積 21,482 m²
 宅地数 20 画地

区分	造成数	契約数	空き
住宅敷地	18 画地	16 画地	2 画地
公営住宅	2 画地		

【被災元地買取（4号経費）】

買取筆数 8 筆
 買取面積 1,808.30 m²

【補助金交付（2・6号経費）】

建物等利子補助 14件

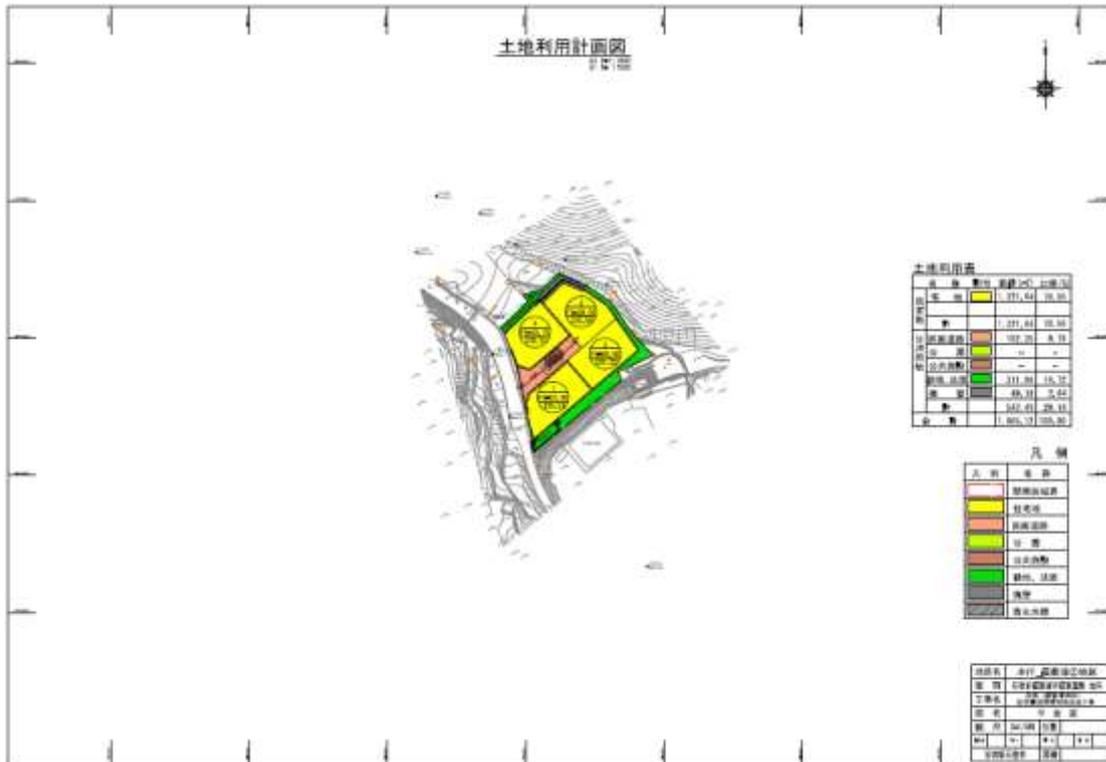
移転費補助 10件

土地利用計画図

【福貴浦1】



【福貴浦2】



事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

福貴浦地区の災害危険区域内に居住していた 31 世帯に対し、住宅再建手法を幾度となく説明したことで、同区域内設定の移転促進区域の被災者の意向に沿った住宅再建をすることができた。

② コストに関する調査・分析・評価

- ・ 宅地造成費については、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用し、土木工事標準積算基準（宮城県土木部）により設計・積算し、石巻市契約規則に基づき指名競争入札を行い、適正な事業執行がなされたと判断される。
- ・ 被災元地買取りについては、国勢調査若しくは実測の面積に不動産鑑定単価を乗じた金額により事業執行したことから、適正な買取りがなされたと判断される。
- ・ 補助金交付については、国が定める防災集団移転促進事業費補助金交付要綱と同額の上限額とし、提出された土地及び建物の契約書等を精査したうえ、補助金を交付したため適正な執行がなされたと判断される。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

<想定した事業期間>

平成 24 年度～平成 25 年度

<実際に事業に有した事業期間>

宅地造成経費（1・3号経費） 平成 24 年度～平成 30 年度

被災元地買取経費（4号経費） 平成 24 年度～令和 2 年度

補助金交付（2・6号経費） 平成 27 年度～令和 2 年度

- ・ 想定した事業期間については、少しでも早い宅地の供給を目指したため、かなり余裕のない期間を想定していた。
- ・ 宅地造成については、被災者への住宅の再建方法についての説明及び意向の確認を何度も重ねることにより、被災者の意向に沿った宅地数を造成したため、事業期間は適当であったと判断される。
- ・ 被災元地買取りについては、相続や抵当権抹消等を被災者本人が行う必要があり、相当な時間を要したものの、被災者の意向に沿って買取りを行ったため、事業期間は適当であったと判断される。
- ・ 補助金交付については、被災者の住宅建築スケジュール、融資等の手続きに時間を要したが、被災者の意向に沿って交付を行ったため、交付期間は適正と判断される。
- ・ 特に大幅な遅延が見込まれた元地買取り及び補助金交付については、対象者に期限を明示する等連絡を重ね、手続を促すことにより、令和 2 年度をもって事業を完了することができた。

事業担当部局

復興企画部復興推進課

電話番号：0225-95-1111

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-42	
事業名	防災集団移転促進事業（【牡鹿】大原浜地区）	
事業費	総額 755,430 千円（うち復興交付金 660,989 千円）	
	宅地造成経費（1・3号経費）	585,763 千円
	工事費	526,945 千円
	調査設計費等	39,915 千円
	用地費	15,886 千円
	補償費	3,017 千円
	被災元地買取経費（4号経費）	157,122 千円
	用地費	125,509 千円
	補償費	18,727 千円
	不動産鑑定等	12,886 千円
	補助金交付（2・6号経費）	12,545 千円
	建物等利子補助	11,238 千円
	移転費補助	1,307 千円
事業期間	平成 24 年度～令和 2 年度	
事業目的・事業地区	<p>【防災基準・防災体制を抜本的に見直し、市民の命を守る災害に強いまちづくり】を念頭において、数十年から百数十年に 1 回程度発生すると想定される津波に対する海岸防潮堤の整備を行い、今後想定される最大級の津波に対しては、防災集団移転促進事業により、安全な高台や内陸部に居住等の場とする土地や公共公益施設等の移転のための土地を整備するものである。</p>	
	<p style="text-align: center;">防災集団移転促進事業のイメージ</p>	

位置図



事業結果

平成 24 年度に大臣同意を得て、造成工事に着手するとともに被災元地（宅地及び介在農地）買取りを行った。

また、造成完了後、移転希望者に対し宅地供給を開始、補助金を交付した。

本事業により、移転促進区域内の被災者の住宅再建に寄与した。

【移転促進区域】

面積 40,011 m²
 世帯数 47 世帯
 住民数 106 人

【宅地造成（1・3号経費）】

造成面積 18,083 m²
 宅地数 15 画地

区分	造成数	契約数	空き
住宅敷地	10 画地	5 画地	5 画地
公営住宅	5 画地		

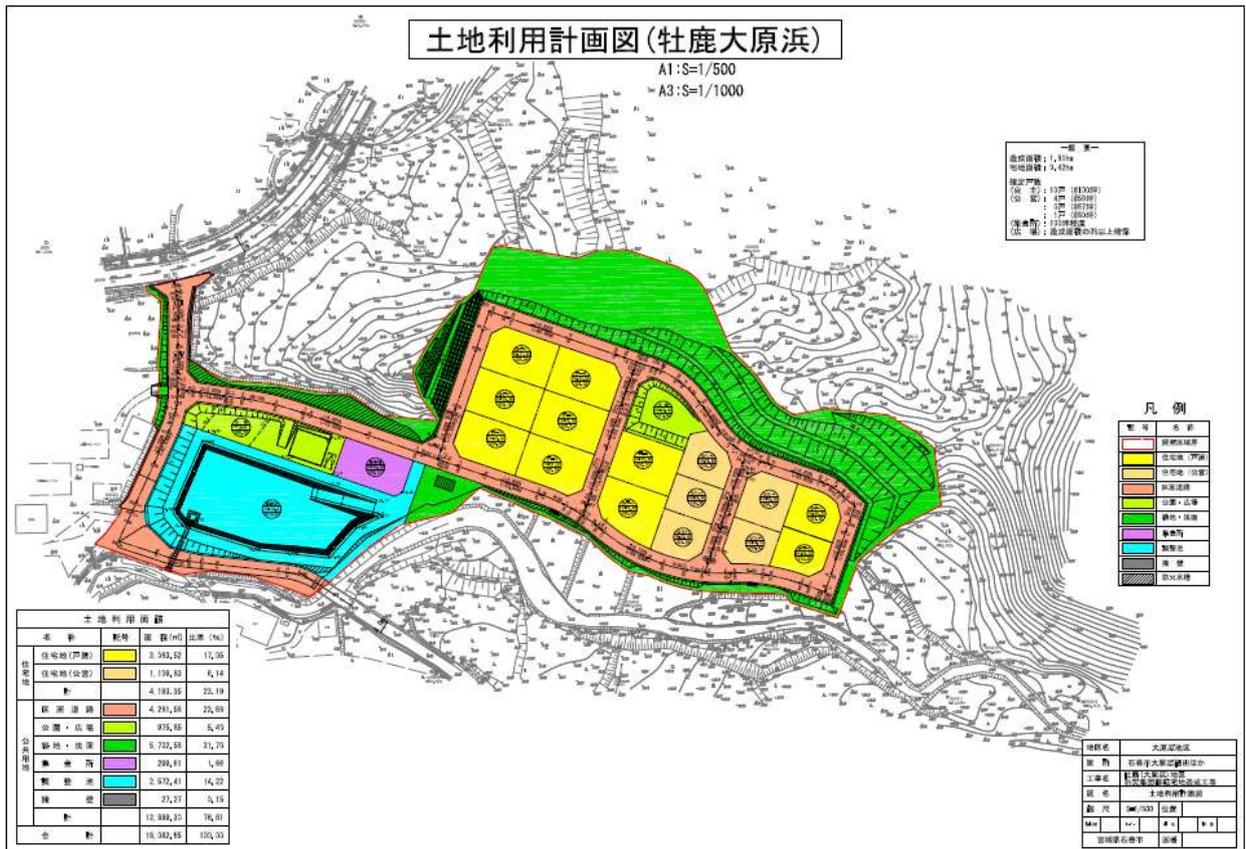
【被災元地買取（4号経費）】

買取筆数 89筆
買取面積 29,332.23㎡

【補助金交付（2・6号経費）】

建物等利子補助 3件
移転費補助 5件

土地利用計画図



被災後の移転元地



完成した移転団地



事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

大原浜地区の災害危険区域内に居住していた 47 世帯に対し、住宅再建手法を幾度となく説明したことで、同区域内設定の移転促進区域の被災者の意向に沿った住宅再建をすることができた。

② コストに関する調査・分析・評価

- ・ 宅地造成費については、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用し、土木工事標準積算基準（宮城県土木部）により設計・積算し、石巻市契約規則に基づき指名競争入札を行い、適正な事業執行がなされたと判断される。
- ・ 被災元地買取りについては、国勢調査若しくは実測の面積に不動産鑑定単価を乗じた金額により事業執行したことから、適正な買取りがなされたと判断される。
- ・ 補助金交付については、国が定める防災集団移転促進事業費補助金交付要綱と同額の上限額とし、提出された土地及び建物の契約書等を精査したうえ、補助金を交付したため適正な執行がなされたと判断される。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

<想定した事業期間>

平成 24 年度～平成 25 年度

<実際に事業に有した事業期間>

宅地造成経費（1・3号経費） 平成 24 年度～平成 30 年度

被災元地買取経費（4号経費） 平成 24 年度～令和 2 年度

補助金交付（2・6号経費） 平成 27 年度～令和 2 年度

- ・ 想定した事業期間については、少しでも早い宅地の供給を目指したため、かなり余裕のない期間を想定していた。
- ・ 宅地造成については、被災者への住宅の再建方法についての説明及び意向の確認を何度も重ねることにより、被災者の意向に沿った宅地数を造成したため、事業期間は適当であったと判断される。
- ・ 被災元地買取りについては、相続や抵当権抹消等を被災者本人が行う必要があり、相当な時間を要したものの、被災者の意向に沿って買取りを行ったため、事業期間は適当であったと判断される。
- ・ 補助金交付については、被災者の住宅建築スケジュール、融資等の手続きに時間を要したが、被災者の意向に沿って交付を行ったため、交付期間は適正と判断される。
- ・ 特に大幅な遅延が見込まれた元地買取り及び補助金交付については、対象者に期限を明示する等連絡を重ね、手続を促すことにより、令和 2 年度をもって事業を完了することができた。

事業担当部局

復興企画部復興推進課

電話番号：0225-95-1111

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-43	
事業名	防災集団移転促進事業（【牡鹿】小淵浜地区）	
事業費	総額 2,244,167 千円（うち復興交付金 1,963,632 千円）	
	宅地造成経費（1・3号経費）	2,078,296 千円
	工事費	1,810,563 千円
	調査設計費等	205,291 千円
	用地費	30,817 千円
	補償費	31,625 千円
	被災元地買取経費（4号経費）	77,480 千円
	用地費	71,856 千円
	補償費	0 千円
	不動産鑑定等	5,624 千円
	補助金交付（2・6号経費）	88,391 千円
	建物等利子補助	76,278 千円
	移転費補助	12,113 千円
事業期間	平成 24 年度～令和 2 年度	
事業目的・事業地区	<p>【防災基準・防災体制を抜本的に見直し、市民の命を守る災害に強いまちづくり】を念頭において、数十年から百数十年に 1 回程度発生すると想定される津波に対する海岸防潮堤の整備を行い、今後想定される最大級の津波に対しては、防災集団移転促進事業により、安全な高台や内陸部に居住等の場とする土地や公共公益施設等の移転のための土地を整備するものである。</p>	
	<p style="text-align: center;">防災集団移転促進事業のイメージ</p>	

位置図



事業結果

平成 24 年度に大臣同意を得て、造成工事に着手するとともに被災元地（宅地及び介在農地）買取りを行った。

また、造成完了後、移転希望者に対し宅地供給を開始、補助金を交付した。

本事業により、移転促進区域内の被災者の住宅再建に寄与した。

【移転促進区域】

面積 70,429 m²
 世帯数 110 世帯
 住民数 383 人

【宅地造成（1・3号経費）】

造成面積 57,664 m²
 宅地数 60 画地

区分	造成数	契約数	空き
住宅敷地	33 画地	26 画地	7 画地
公営住宅	27 画地		

【被災元地買取（4号経費）】

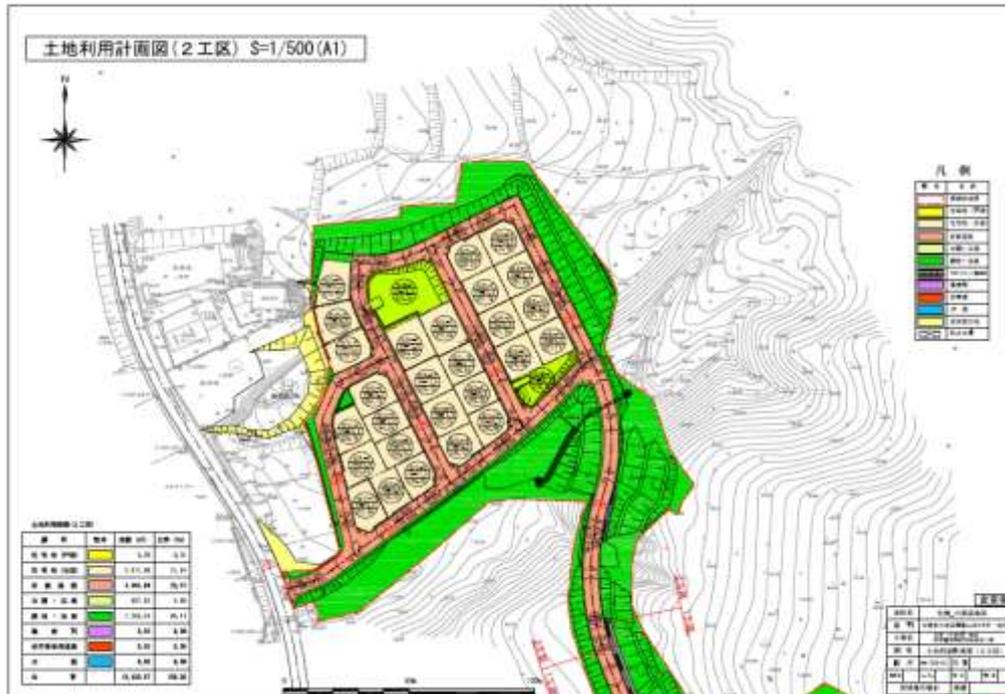
買取筆数 62筆
買取面積 18,393.68㎡

【補助金交付（2・6号経費）】

建物等利子補助 19件
移転費補助 34件

土地利用計画図

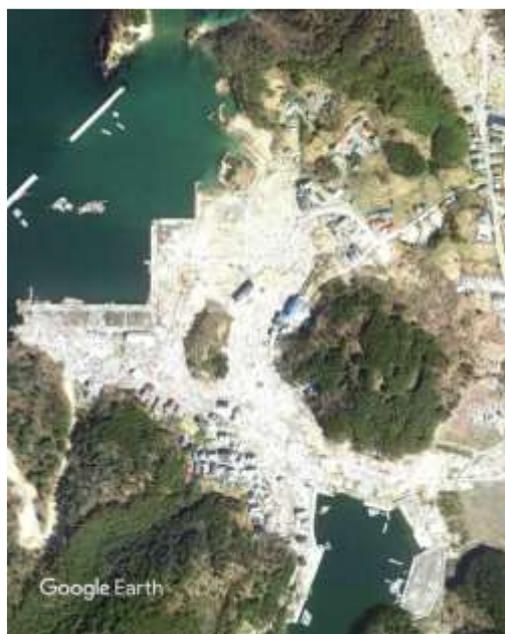
【小湊浜北】



【小湊浜南】



整備前



整備後

【小湊浜北】



【小湊浜南】



事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

小湊浜地区の災害危険区域内に居住していた 110 世帯に対し、再建手法を幾度となく説明したことで、同区域内設定の移転促進区域の被災者の意向に沿った再建をすることができた。

② コストに関する調査・分析・評価

- ・ 宅地造成費については、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用し、土木工事標準積算基準（宮城県土木部）により設計・積算し、石巻市契約規則に基づき指名競争入札を行い、適正な事業執行がなされたと判断される。
- ・ 被災元地買取りについては、国勢調査若しくは実測の面積に不動産鑑定単価を乗じた金額により事業執行したことから、適正な買取りがなされたと判断される。
- ・ 補助金交付については、国が定める防災集団移転促進事業費補助金交付要綱と同額の上限額とし、提出された土地及び建物の契約書等を精査したうえ、補助金を交付したため適正な執行がなされたと判断される。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

＜想定した事業期間＞

平成 24 年度～平成 25 年度

＜実際に事業に有した事業期間＞

宅地造成経費（1・3号経費）	平成24年度～平成30年度
被災元地買取経費（4号経費）	平成24年度～令和2年度
補助金交付（2・6号経費）	平成28年度～令和2年度

- ・ 想定した事業期間については、少しでも早い宅地の供給を目指したため、かなり余裕のない期間を想定していた。
- ・ 宅地造成については、被災者への住宅の再建方法についての説明及び意向の確認を何度も重ねることにより、被災者の意向に沿った宅地数を造成したため、事業期間は適当であったと判断される。
- ・ 被災元地買取りについては、相続や抵当権抹消等を被災者本人が行う必要があり、相当な時間を要したものの、被災者の意向に沿って買取りを行ったため、事業期間は適当であったと判断される。
- ・ 補助金交付については、被災者の住宅建築スケジュール、融資等の手続きに時間を要したが、被災者の意向に沿って交付を行ったため、交付期間は適正と判断される。
- ・ 特に大幅な遅延が見込まれた元地買取り及び補助金交付については、対象者に期限を明示する等連絡を重ね、手続きを促すことにより、令和2年度をもって事業を完了することができた。

事業担当部局

復興企画部復興推進課

電話番号：0225-95-1111

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-44	
事業名	防災集団移転促進事業（【牡鹿】鮎川浜地区）	
事業費	総額 3,312,810 千円（うち復興交付金 2,898,671 千円）	
	宅地造成経費（1・3号経費）	2,318,879 千円
	工事費	2,021,376 千円
	調査設計費等	272,438 千円
	用地費	10,714 千円
	補償費	14,351 千円
	被災元地買取経費（4号経費）	956,825 千円
	用地費	885,625 千円
	補償費	59,207 千円
	不動産鑑定等	11,993 千円
	補助金交付（2・6号経費）	37,106 千円
	建物等利子補助	26,596 千円
	移転費補助	10,510 千円
事業期間	平成 24 年度～令和 2 年度	
事業目的・事業地区	<p>【防災基準・防災体制を抜本的に見直し、市民の命を守る災害に強いまちづくり】を念頭において、数十年から百数十年に 1 回程度発生すると想定される津波に対する海岸防潮堤の整備を行い、今後想定される最大級の津波に対しては、防災集団移転促進事業により、安全な高台や内陸部に居住等の場とする土地や公共公益施設等の移転のための土地を整備するものである。</p>	
	<p style="text-align: center;">防災集団移転促進事業のイメージ</p>	

位置図



事業結果

平成 24 年度に大臣同意を得て、造成工事に着手するとともに被災元地（宅地及び介在農地）買取りを行った。

また、造成完了後、移転希望者に対し宅地供給を開始、補助金を交付した。

本事業により、移転促進区域内の被災者の住宅再建に寄与した。

【移転促進区域】

面積 124,019 m²
 世帯数 339 世帯
 住民数 604 人

【宅地造成（1・3号経費）】

造成面積 56,603 m²
 宅地数 65 画地

区分	造成数	契約数	空き
住宅敷地	15 画地	12 画地	3 画地
公営住宅	50 画地		

【被災元地買取（4号経費）】

買取筆数 368 筆
 買取面積 98,703.64 m²

【補助金交付（2・6号経費）】

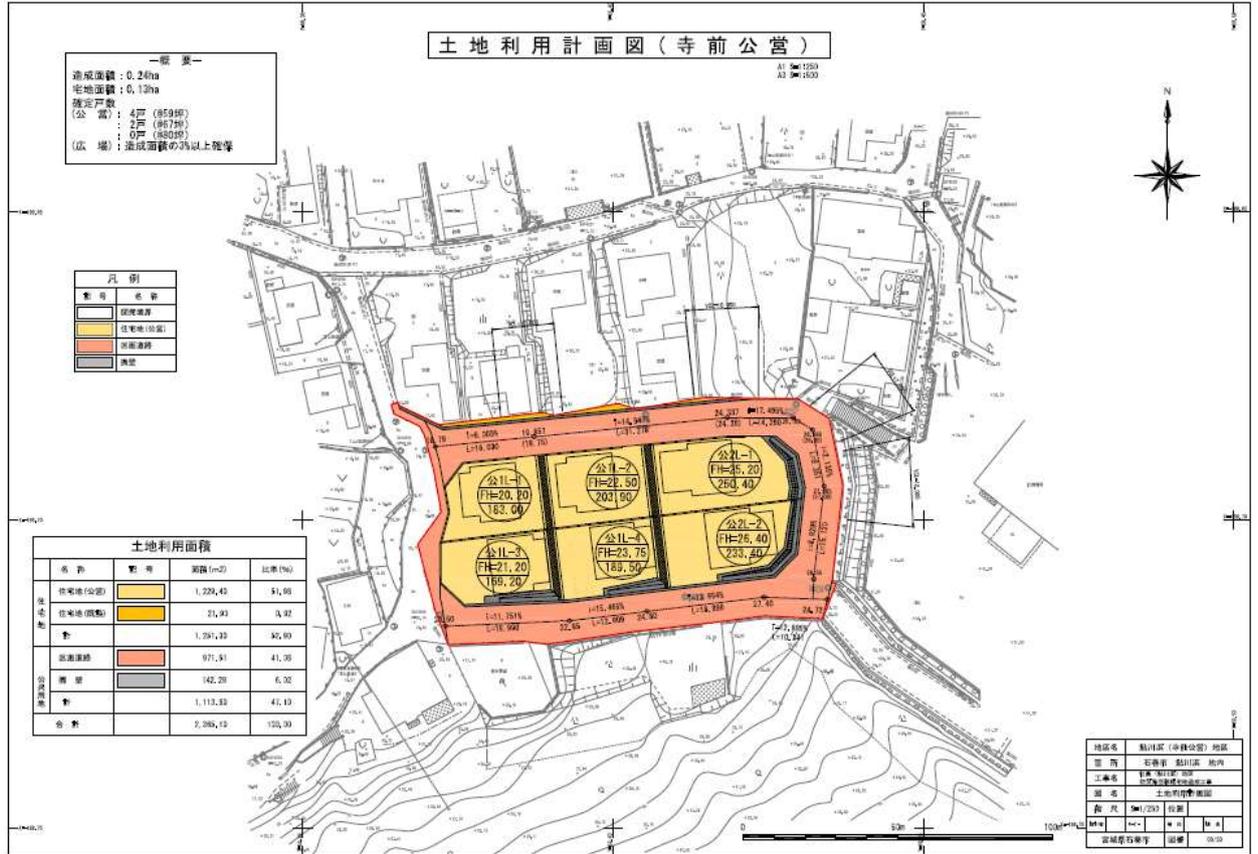
建物等利子補助 7 件
 移転費補助 36 件

土地利用計画図

【清崎公益の施設】



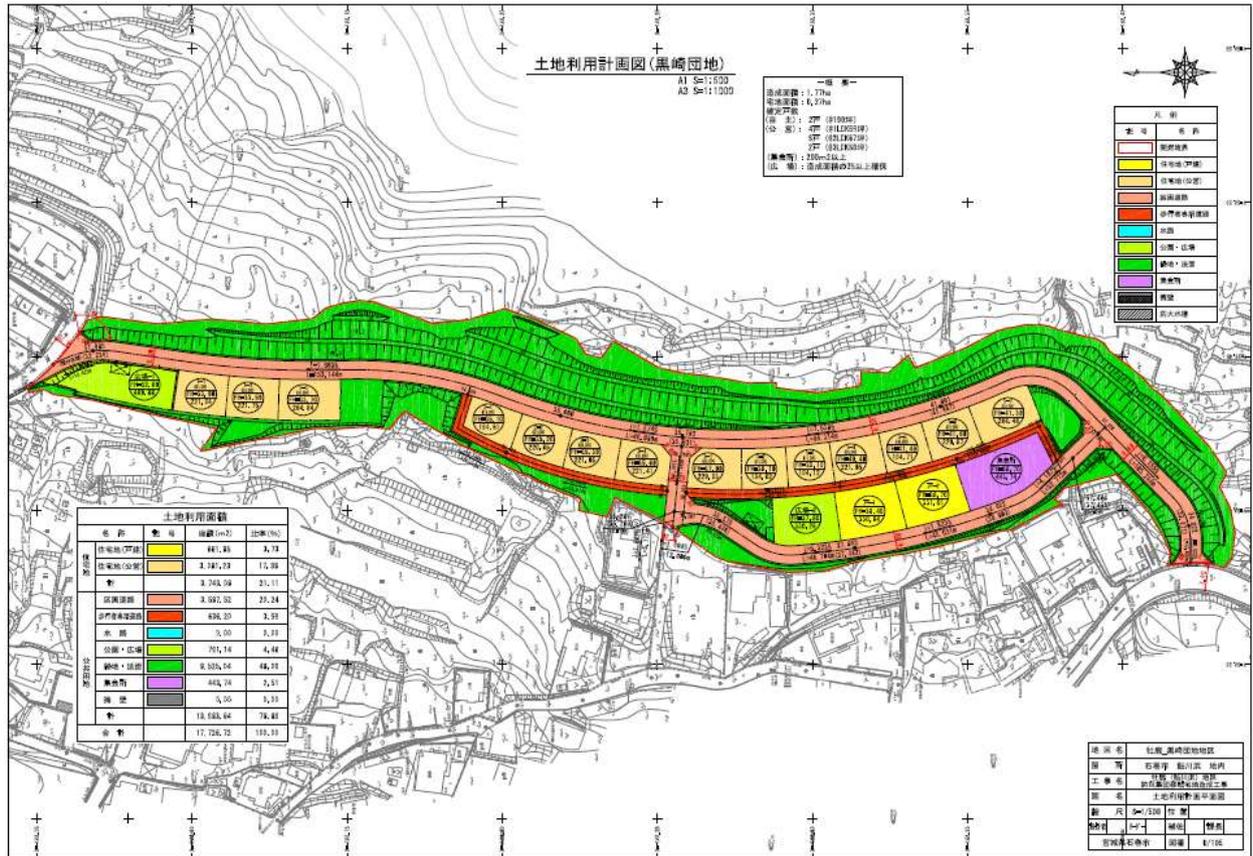
【寺前公営】



【熊野公営】



【黒崎】



被災後の移転元地



完成した移転団地
【清崎公益的施設】



【清崎公営】



【中学校前】



【寺前公営】



【熊野公営】



【黒崎】



事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

鮎川浜地区の災害危険区域内に居住していた 339 世帯に対し、住宅再建手法を幾度となく説明したことで、同区域内設定の移転促進区域の被災者の意向に沿った住宅再建をすることができた。

② コストに関する調査・分析・評価

- ・ 宅地造成費については、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用し、土木工事標準積算基準（宮城県土木部）により設計・積算し、石巻市契約規則に基づき指名競争入札を行い、適正な事業執行がなされたと判断される。
- ・ 被災元地買取りについては、国勢調査若しくは実測の面積に不動産鑑定単価を乗じた金額により事業執行したことから、適正な買取りがなされたと判断される。
- ・ 補助金交付については、国が定める防災集団移転促進事業費補助金交付要綱と同額の上限額とし、提出された土地及び建物の契約書等を精査したうえ、補助金を交付したため適正な執行がなされたと判断される。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

＜想定した事業期間＞

平成 24 年度～平成 25 年度

＜実際に事業に有した事業期間】

宅地造成経費（1・3号経費） 平成 24 年度～令和元年度

被災元地買取経費（4号経費） 平成 24 年度～令和 2 年度

補助金交付（2・6号経費） 平成 28 年度～令和 2 年度

- ・ 想定した事業期間については、少しでも早い宅地の供給を目指したため、かなり余裕のない期間を想定していた。
- ・ 宅地造成については、被災者への住宅の再建方法についての説明及び意向の確認を何度も重ねることにより、被災者の意向に沿った宅地数を造成したため、事業期間は適当であったと判断される。
- ・ 被災元地買取りについては、相続や抵当権抹消等を被災者本人が行う必要があり、相当な時間を要したものの、被災者の意向に沿って買取りを行ったため、事業期間は適当であったと判断される。
- ・ 補助金交付については、被災者の住宅建築スケジュール、融資等の手続きに時間を要したが、被災者の意向に沿って交付を行ったため、交付期間は適正と判断される。
- ・ 特に大幅な遅延が見込まれた元地買取り及び補助金交付については、対象者に期限を明示する等連絡を重ね、手続を促すことにより、令和 2 年度をもって事業を完了することができた。

事業担当部局

復興企画部復興推進課

電話番号：0225-95-1111

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-45	
事業名	防災集団移転促進事業（【牡鹿】谷川浜・祝浜地区）	
事業費	総額 1,151,355 千円（うち復興交付金 1,007,422 千円）	
	宅地造成経費（1・3号経費）	1,003,823 千円
	工事費	908,649 千円
	調査設計費等	79,960 千円
	用地費	6,893 千円
	補償費	8,321 千円
	被災元地買取経費（4号経費）	127,913 千円
	用地費	95,936 千円
	補償費	0 千円
	不動産鑑定等	31,977 千円
	補助金交付（2・6号経費）	19,619 千円
	建物等利子補助	18,280 千円
	移転費補助	1,339 千円
事業期間	平成 24 年度～令和 2 年度	
事業目的・事業地区	<p>【防災基準・防災体制を抜本的に見直し、市民の命を守る災害に強いまちづくり】を念頭において、数十年から百数十年に 1 回程度発生すると想定される津波に対する海岸防潮堤の整備を行い、今後想定される最大級の津波に対しては、防災集団移転促進事業により、安全な高台や内陸部に居住等の場とする土地や公共公益施設等の移転のための土地を整備するものである。</p>	
	<p style="text-align: center;">防災集団移転促進事業のイメージ</p>	

位置図



事業結果

平成 24 年度に大臣同意を得て、造成工事に着手するとともに被災元地（宅地及び介在農地）買取りを行った。

また、造成完了後、移転希望者に対し宅地供給を開始、補助金を交付した。

本事業により、移転促進区域内の被災者の住宅再建に寄与した。

【移転促進区域】

面積 69,443 m²

世帯数 53 世帯

住民数 141 人

【宅地造成（1・3号経費）】

造成面積 16,879 m²

宅地数 8 画地

区分	造成数	契約数	空き
住宅敷地	8 画地	7 画地	1 画地
公営住宅	0 画地		

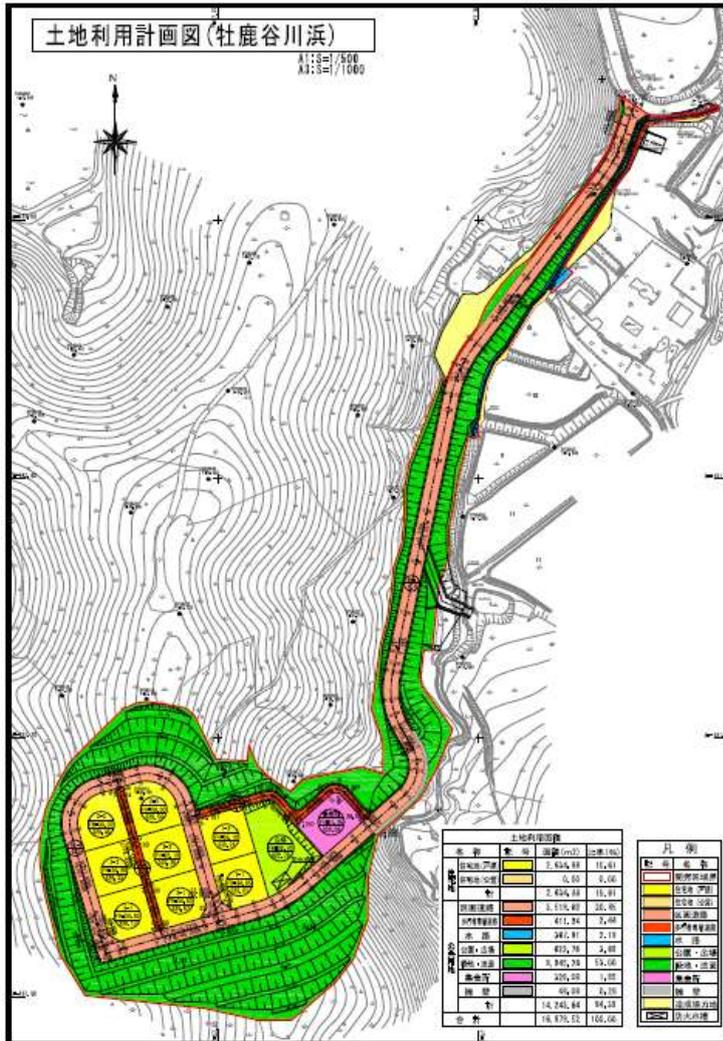
【被災元地買取（4号経費）】

買取筆数 84筆
買取面積 41,458.75 m²

【補助金交付（2・6号経費）】

建物等利子補助 4件
移転費補助 3件

土地利用計画図



被災後の移転元地



完成した移転団地



事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

谷川浜・祝浜地区の災害危険区域内に居住していた 53 世帯に対し、住宅再建手法を幾度となく説明したことで、同区域内設定の移転促進区域の被災者の意向に沿った住宅再建をすることができた。

② コストに関する調査・分析・評価

- ・ 宅地造成費については、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用し、土木工事標準積算基準（宮城県土木部）により設計・積算し、石巻市契約規則に基づき指名競争入札を行い、適正な事業執行がなされたと判断される。
- ・ 被災元地買取りについては、国勢調査若しくは実測の面積に不動産鑑定単価を乗じた金額により事業執行したことから、適正な買取りがなされたと判断される。
- ・ 補助金交付については、国が定める防災集団移転促進事業費補助金交付要綱と同額の上限額とし、提出された土地及び建物の契約書等を精査したうえ、補助金を交付したため適正な執行がなされたと判断される。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

<想定した事業期間>

平成 24 年度～平成 25 年度

<実際に事業に有した事業期間>

宅地造成経費（1・3号経費） 平成 24 年度～平成 30 年度

被災元地買取経費（4号経費） 平成 24 年度～令和 2 年度

補助金交付（2・6号経費） 平成 28 年度～令和元年度

- ・ 想定した事業期間については、少しでも早い宅地の供給を目指したため、かなり余裕のない期間を想定していた。
- ・ 宅地造成については、被災者への住宅の再建方法についての説明及び意向の確認を何度も重ねることにより、被災者の意向に沿った宅地数を造成したため、事業期間は適当であったと判断される。
- ・ 被災元地買取りについては、相続や抵当権抹消等を被災者本人が行う必要があり、相当な時間を要したものの、被災者の意向に沿って買取りを行ったため、事業期間は適当であったと判断される。
- ・ 補助金交付については、被災者の住宅建築スケジュール、融資等の手続きに時間を要したが、被災者の意向に沿って交付を行ったため、交付期間は適正と判断される。
- ・ 特に大幅な遅延が見込まれた元地買取り及び補助金交付については、対象者に期限を明示する等連絡を重ね、手続を促すことにより、令和 2 年度をもって事業を完了することができた。

事業担当部局

復興企画部復興推進課

電話番号：0225-95-1111

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-46	
事業名	防災集団移転促進事業（【雄勝】雄勝中心部A B地区）	
事業費	総額 4,449,028 千円（うち復興交付金 3,892,869 千円）	
	宅地造成経費（1・3号経費）	2,410,157 千円
	工事費	2,024,729 千円
	調査設計費等	274,984 千円
	用地費	70,572 千円
	補償費	39,872 千円
	被災元地買取経費（4号経費）	1,997,114 千円
	用地費	1,944,397 千円
	補償費	0 千円
	不動産鑑定等	52,717 千円
	補助金交付（2・6号経費）	41,757 千円
	建物等利子補助	30,962 千円
	移転費補助	10,795 千円
事業期間	平成 24 年度～令和 2 年度	
事業目的・事業地区	<p>【防災基準・防災体制を抜本的に見直し、市民の命を守る災害に強いまちづくり】を念頭において、数十年から百数十年に 1 回程度発生すると想定される津波に対する海岸防潮堤の整備を行い、今後想定される最大級の津波に対しては、防災集団移転促進事業により、安全な高台や内陸部に居住等の場とする土地や公共公益施設等の移転のための土地を整備するものである。</p>	
	<p style="text-align: center;">防災集団移転促進事業のイメージ</p>	

位置図



事業結果

平成 24 年度に大臣同意を得て、造成工事に着手するとともに被災元地（宅地及び介在農地）買取りを行った。

また、造成完了後、移転希望者に対し宅地供給を開始、補助金を交付した。

本事業により、移転促進区域内の被災者の住宅再建に寄与した。

【移転促進区域】

面積 306,901 m²
世帯数 601 世帯
住民数 1,567 人

【宅地造成（1・3号経費）】

造成面積 71,435 m²
宅地数 47 画地

区分	造成数	契約数	空き
住宅敷地	19 画地	15 画地	4 画地
公営住宅	28 画地		

【被災元地買取（4号経費）】

買取筆数 869 筆
買取面積 254,199.25 m²

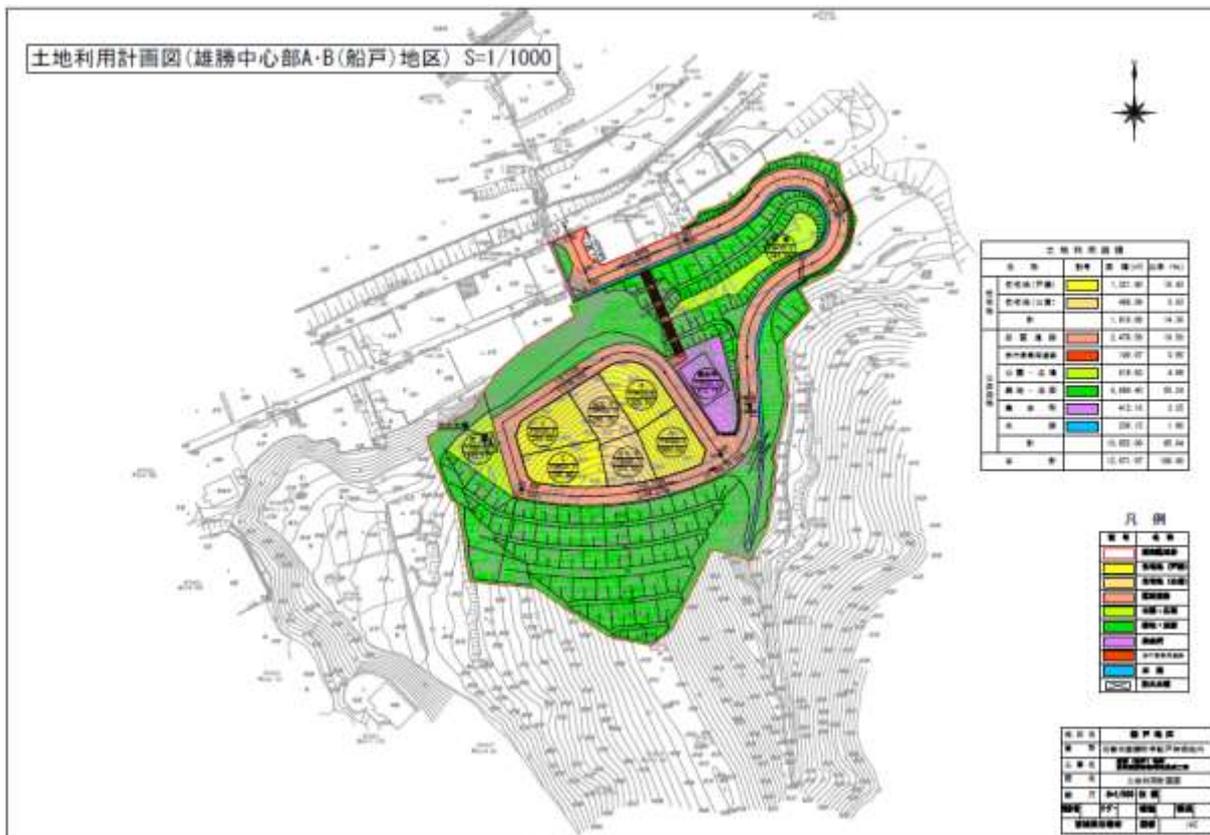
【補助金交付（2・6号経費）】

建物等利子補助 7 件
移転費補助 29 件

土地利用計画図
【原】



【船戸】



【伊勢畑】



整備前



整備後

【原】



【船戸】



【伊勢畑】



事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

雄勝中心部 A B 地区の災害危険区域内に居住していた 601 世帯に対し、住宅再建手法を幾度となく説明したことで、同区域内設定の移転促進区域の被災者の意向に沿った住宅再建をすることができた。

② コストに関する調査・分析・評価

- ・ 宅地造成費については、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用し、土木工事標準積算基準（宮城県土木部）により設計・積算し、石巻市契約規則に基づき指名競争入札を行い、適正な事業執行がなされたと判断される。
- ・ 被災元地買取りについては、国勢調査若しくは実測の面積に不動産鑑定単価を乗じた金額により事業執行したことから、適正な買取りがなされたと判断される。
- ・ 補助金交付については、国が定める防災集団移転促進事業費補助金交付要綱と同額の上限額とし、提出された土地及び建物の契約書等を精査したうえ、補助金を交付したため適正な執行がなされたと判断される。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

＜想定した事業期間＞

平成 24 年度～平成 25 年度

＜実際に事業に有した事業期間＞

宅地造成経費（1・3号経費） 平成 24 年度～令和元年度

被災元地買取経費（4号経費） 平成 24 年度～令和 2 年度

補助金交付（2・6号経費） 平成 28 年度～令和 2 年度

- ・ 想定した事業期間については、少しでも早い宅地の供給を目指したため、かなり余裕のない期間を想定していた。
- ・ 宅地造成については、被災者への住宅の再建方法についての説明及び意向の確認を何度も重ねることにより、被災者の意向に沿った宅地数を造成したため、事業期間は適当であったと判断される。
- ・ 被災元地買取りについては、相続や抵当権抹消等を被災者本人が行う必要があり、相当な時間を要したものの、被災者の意向に沿って買取りを行ったため、事業期間は適当であったと判断される。
- ・ 補助金交付については、被災者の住宅建築スケジュール、融資等の手続きに時間を要したが、被災者の意向に沿って交付を行ったため、交付期間は適正と判断される。
- ・ 特に大幅な遅延が見込まれた元地買取り及び補助金交付については、対象者に期限を明示する等連絡を重ね、手続を促すことにより、令和 2 年度をもって事業を完了することができた。

事業担当部局

復興企画部復興推進課

電話番号：0225-95-1111

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-48	
事業名	防災集団移転促進事業（【雄勝】水浜地区）	
事業費	総額 798,952 千円（うち復興交付金 699,071 千円）	
	宅地造成経費（1・3号経費）	546,657 千円
	工事費	471,173 千円
	調査設計費等	56,559 千円
	用地費	8,640 千円
	補償費	10,285 千円
	被災元地買取経費（4号経費）	215,005 千円
	用地費	205,576 千円
	補償費	0 千円
	不動産鑑定等	9,429 千円
	補助金交付（2・6号経費）	37,290 千円
	建物等利子補助	33,129 千円
	移転費補助	4,161 千円
事業期間	平成 24 年度～令和 2 年度	
事業目的・事業地区	<p>【防災基準・防災体制を抜本的に見直し、市民の命を守る災害に強いまちづくり】を念頭において、数十年から百数十年に 1 回程度発生すると想定される津波に対する海岸防潮堤の整備を行い、今後想定される最大級の津波に対しては、防災集団移転促進事業により、安全な高台や内陸部に居住等の場とする土地や公共公益施設等の移転のための土地を整備するものである。</p>	
	<p style="text-align: center;">防災集団移転促進事業のイメージ</p>	

位置図



事業結果

平成 24 年度に大臣同意を得て、造成工事に着手するとともに被災元地（宅地及び介在農地）買取りを行った。

また、造成完了後、移転希望者に対し宅地供給を開始、補助金を交付した。

本事業により、移転促進区域内の被災者の住宅再建に寄与した。

【移転促進区域】

面積 56,981 m²
 世帯数 108 世帯
 住民数 271 人

【宅地造成（1・3号経費）】

造成面積 17,732 m²
 宅地数 23 画地

区分	造成数	契約数	空き
住宅敷地	12 画地	9 画地	3 画地
公営住宅	11 画地		

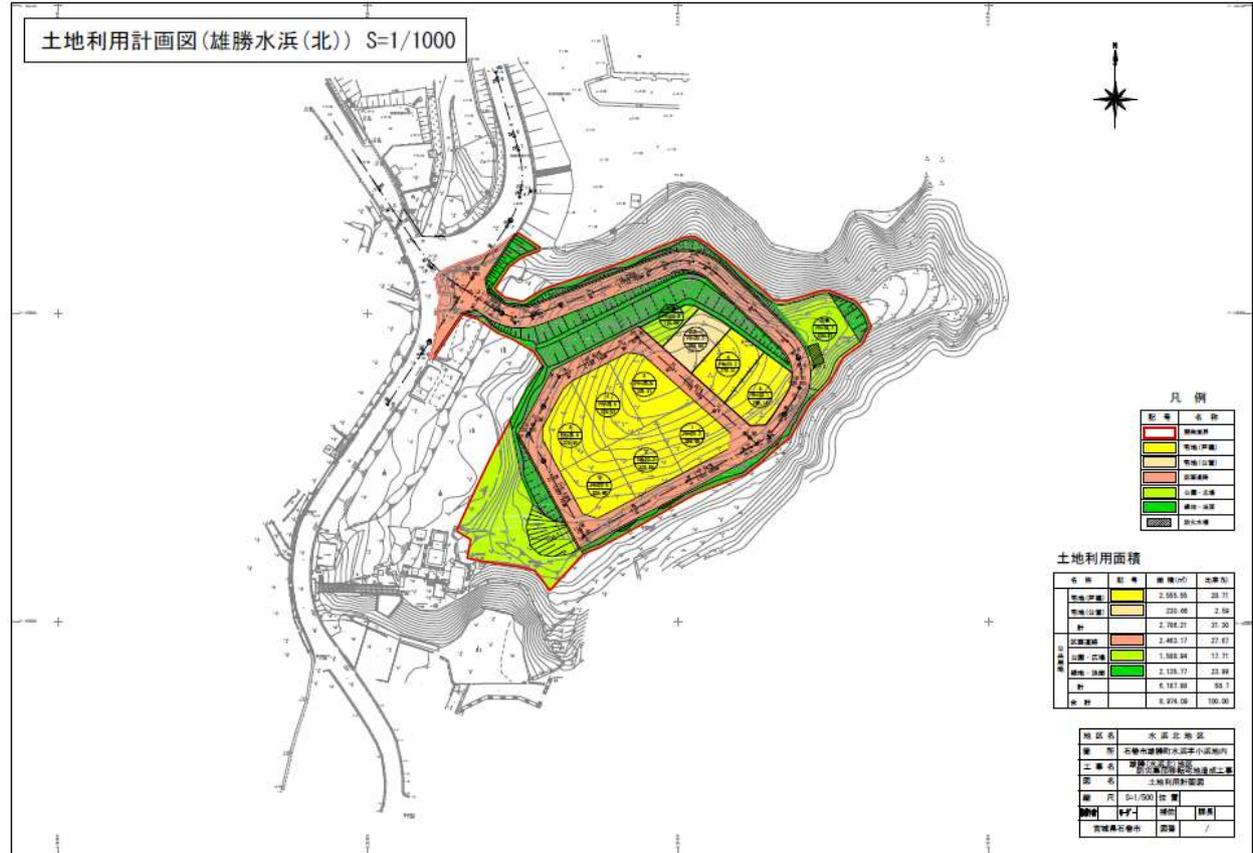
【被災元地買取（4号経費）】

買取筆数 154 筆
 買取面積 43,898.09 m²

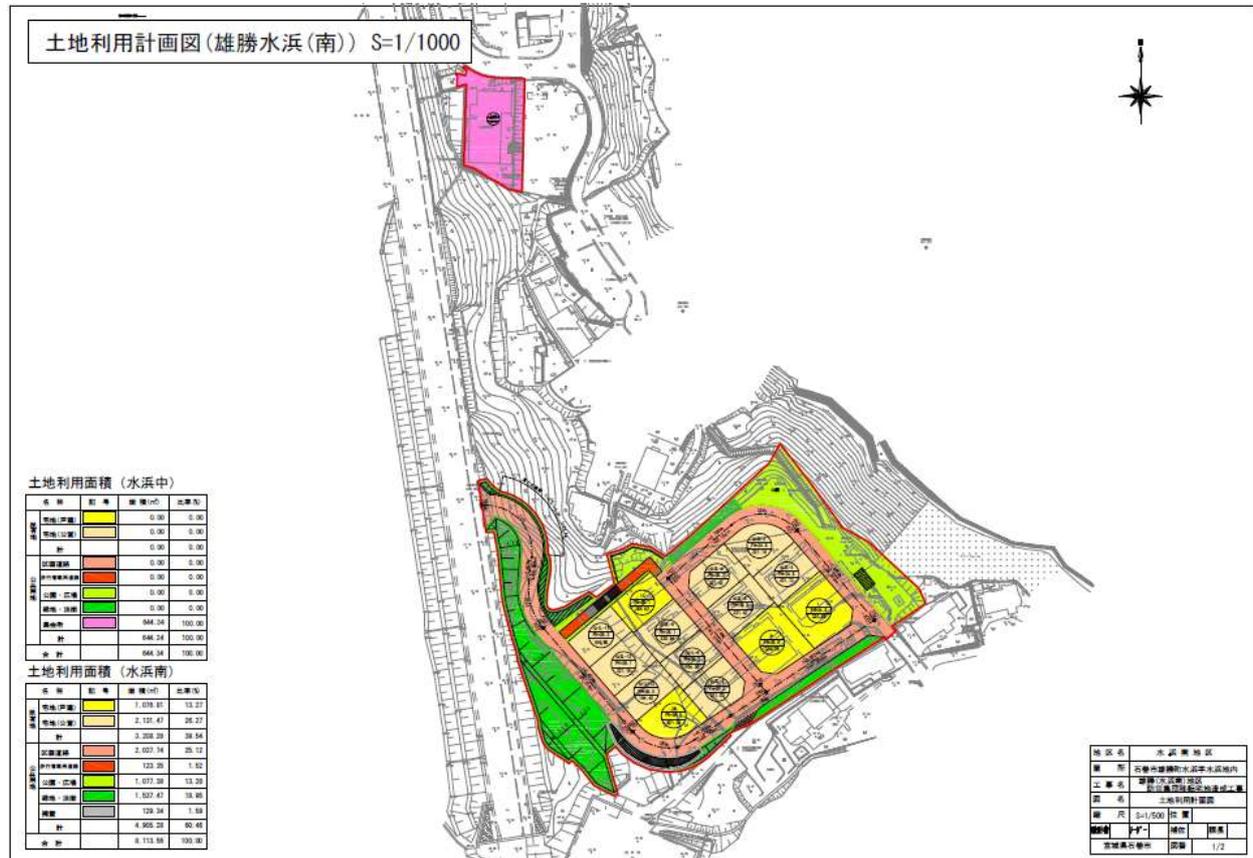
【補助金交付（2・6号経費）】

建物等利子補助 9 件
 移転費補助 14 件

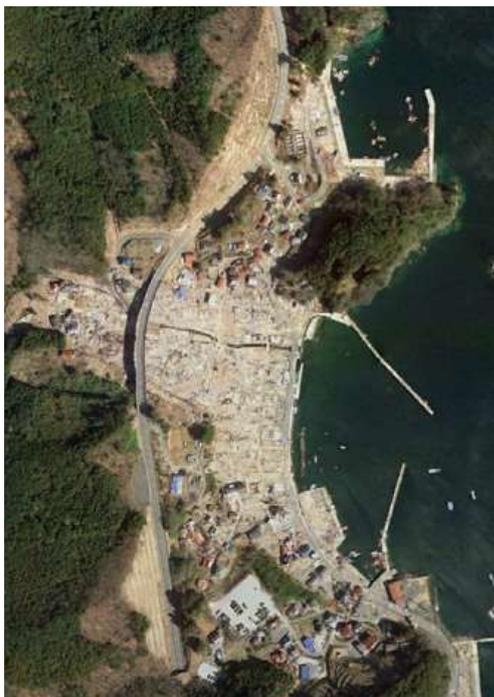
土地利用計画図 【水浜北】



【水浜南】



整備前



整備後

【水浜北】



【水浜中】



【水浜南】



事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

水浜地区の災害危険区域内に居住していた108世帯に対し、住宅再建手法を幾度となく説明したことで、同区域内設定の移転促進区域の被災者の意向に沿った住宅再建をすることができた。

② コストに関する調査・分析・評価

・ 宅地造成費については、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用し、土木工事標準積算基準（宮城県土木部）により設計・積算し、石巻市契約規則に基づき指名競争入札を行い、適正な事業執行がなされたと判断される。

- ・被災元地買取りについては、国勢調査若しくは実測の面積に不動産鑑定単価を乗じた金額により事業執行したことから、適正な買取りがなされたと判断される。
- ・補助金交付については、国が定める防災集団移転促進事業費補助金交付要綱と同額の上限額とし、提出された土地及び建物の契約書等を精査したうえ、補助金を交付したため適正な執行がなされたと判断される。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

<想定した事業期>

平成 24 年度～平成 25 年度

<実際に事業に有した事業期間>

宅地造成経費（1・3号経費） 平成 24 年度～平成 30 年度

被災元地買取経費（4号経費） 平成 24 年度～令和 2 年度

補助金交付（2・6号経費） 平成 27 年度～令和 2 年度

- ・想定した事業期間については、少しでも早い宅地の供給を目指したため、かなり余裕のない期間を想定していた。
- ・宅地造成については、被災者への住宅の再建方法についての説明及び意向の確認を何度も重ねることにより、被災者の意向に沿った宅地数を造成したため、事業期間は適当であったと判断される。
- ・被災元地買取りについては、相続や抵当権抹消等を被災者本人が行う必要があり、相当な時間を要したものの、被災者の意向に沿って買取りを行ったため、事業期間は適当であったと判断される。
- ・補助金交付については、被災者の住宅建築スケジュール、融資等の手続きに時間を要したが、被災者の意向に沿って交付を行ったため、交付期間は適正と判断される。
- ・特に大幅な遅延が見込まれた元地買取り及び補助金交付については、対象者に期限を明示する等連絡を重ね、手続きを促すことにより、令和 2 年度をもって事業を完了することができた。

事業担当部局

復興企画部復興推進課

電話番号：0225-95-1111

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-49	
事業名	防災集団移転促進事業（【雄勝】分浜地区）	
事業費	総額 444,191 千円（うち復興交付金 388,654 千円）	
	宅地造成経費（1・3号経費）	327,391 千円
	工事費	277,794 千円
	調査設計費等	44,790 千円
	用地費	2,289 千円
	補償費	2,518 千円
	被災元地買取経費（4号経費）	111,403 千円
	用地費	78,576 千円
	補償費	27,522 千円
	不動産鑑定等	5,305 千円
	補助金交付（2・6号経費）	5,397 千円
	建物等利子補助	4,650 千円
	移転費補助	747 千円
事業期間	平成 24 年度～令和 2 年度	
事業目的・事業地区	<p>【防災基準・防災体制を抜本的に見直し、市民の命を守る災害に強いまちづくり】を念頭において、数十年から百数十年に 1 回程度発生すると想定される津波に対する海岸防潮堤の整備を行い、今後想定される最大級の津波に対しては、防災集団移転促進事業により、安全な高台や内陸部に居住等の場とする土地や公共公益施設等の移転のための土地を整備するものである。</p>	
	<p style="text-align: center;">防災集団移転促進事業のイメージ</p>	

位置図



事業結果

平成 24 年度に大臣同意を得て、造成工事に着手するとともに被災元地（宅地及び介在農地）買取りを行った。

また、造成完了後、移転希望者に対し宅地供給を開始、補助金を交付した。

本事業により、移転促進区域内の被災者の住宅再建に寄与した。

【移転促進区域】

面積 21,223 m²
世帯数 44 世帯
住民数 117 人

【宅地造成（1・3号経費）】

造成面積 7,356 m²
宅地数 6 画地

区分	造成数	契約数	空き
住宅敷地	5 画地	1 画地	4 画地
公営住宅	1 画地		

【被災元地買取（4号経費）】

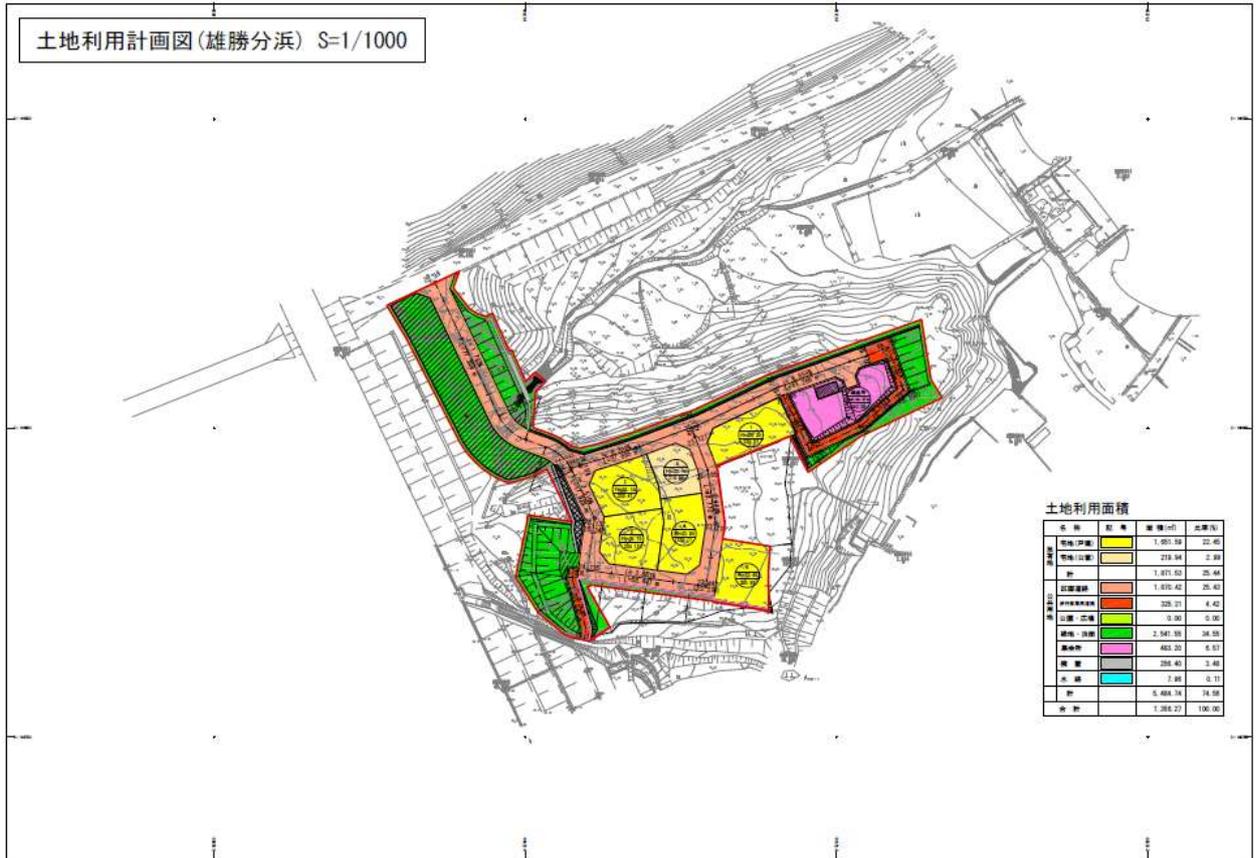
買取筆数 66 筆
買取面積 18,759.65 m²

【補助金交付（2・6号経費）】

建物等利子補助 1 件
移転費補助 2 件

土地利用計画図

土地利用計画図(雄勝分浜) S=1/1000



被災後の移転元地



完成した移転団地



事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

分浜地区の災害危険区域内に居住していた 44 世帯に対し、住宅再建手法を幾度となく説明したことで、同区域内設定の移転促進区域の被災者の意向に沿った住宅再建をすることができた。

② コストに関する調査・分析・評価

・宅地造成費については、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用し、土木工事標準積算基準（宮城県土木部）により設計・積算し、石巻市契約規則に基づき指名競争入札を行い、適正な事業執行がなされたと判断される。

- ・被災元地買取りについては、国勢調査若しくは実測の面積に不動産鑑定単価を乗じた金額により事業執行したことから、適正な買取りがなされたと判断される。
- ・補助金交付については、国が定める防災集団移転促進事業費補助金交付要綱と同額の上限額とし、提出された土地及び建物の契約書等を精査したうえ、補助金を交付したため適正な執行がなされたと判断される。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

＜想定した事業期間＞

平成 24 年度～平成 25 年度

＜実際に事業に有した事業期間＞

宅地造成経費（1・3号経費） 平成 24 年度～平成 30 年度

被災元地買取経費（4号経費） 平成 24 年度～令和 2 年度

補助金交付（2・6号経費） 平成 29 年度～令和 2 年度

- ・想定した事業期間については、少しでも早い宅地の供給を目指したため、かなり余裕のない期間を想定していた。
- ・宅地造成については、被災者への住宅の再建方法についての説明及び意向の確認を何度も重ねることにより、被災者の意向に沿った宅地数を造成したため、事業期間は適当であったと判断される。
- ・被災元地買取りについては、相続や抵当権抹消等を被災者本人が行う必要があり、相当な時間を要したものの、被災者の意向に沿って買取りを行ったため、事業期間は適当であったと判断される。
- ・補助金交付については、被災者の住宅建築スケジュール、融資等の手続きに時間を要したが、被災者の意向に沿って交付を行ったため、交付期間は適正と判断される。
- ・特に大幅な遅延が見込まれた元地買取り及び補助金交付については、対象者に期限を明示する等連絡を重ね、手続きを促すことにより、令和 2 年度をもって事業を完了することができた。

事業担当部局

復興企画部復興推進課

電話番号：0225-95-1111

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-50	
事業名	防災集団移転促進事業（【北上】月浜・吉浜地区）	
事業費	総額 1,095,987 千円（うち復興交付金 958,967 千円）	
	宅地造成経費（1・3号経費）	383,903 千円
	工事費	320,083 千円
	調査設計費等	37,714 千円
	用地費	17,254 千円
	補償費	8,852 千円
	被災元地買取経費（4号経費）	692,397 千円
	用地費	387,041 千円
	補償費	275,397 千円
	不動産鑑定等	29,959 千円
	補助金交付（2・6号経費）	19,687 千円
	建物等利子補助	19,370 千円
	移転費補助	317 千円
事業期間	平成 24 年度～令和 2 年度	
事業目的・事業地区	<p>【防災基準・防災体制を抜本的に見直し、市民の命を守る災害に強いまちづくり】を念頭において、数十年から百数十年に 1 回程度発生すると想定される津波に対する海岸防潮堤の整備を行い、今後想定される最大級の津波に対しては、防災集団移転促進事業により、安全な高台や内陸部に居住等の場とする土地や公共公益施設等の移転のための土地を整備するものである。</p>	
	<p style="text-align: center;">防災集団移転促進事業のイメージ</p>	

位置図



事業結果

平成 24 年度に大臣同意を得て、造成工事に着手するとともに被災元地（宅地及び介在農地）買取りを行った。

また、造成完了後、移転希望者に対し宅地供給を開始、補助金を交付した。

本事業により、移転促進区域内の被災者の住宅再建に寄与した。

【移転促進区域】

面積	136,204 m ²
世帯数	146 世帯
住民数	410 人

【宅地造成（1・3号経費）】

造成面積	18,698 m ²
宅地数	12 画地

区分	造成数	契約数	空き
住宅敷地	9 画地	8 画地	1 画地
公営住宅	3 画地		

【被災元地買取（4号経費）】

買取筆数	220 筆
買取面積	89,719.97 m ²

【補助金交付（2・6号経費）】

建物等利子補助	5 件
移転費補助	3 件

土地利用計画図



被災後の移転元地



完成した移転団地



事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

月浜・吉浜地区の災害危険区域内に居住していた146世帯に対し、住宅再建手法を幾度となく説明したことで、同区域内設定の移転促進区域の被災者の意向に沿った住宅再建をすることができた。

② コストに関する調査・分析・評価

・宅地造成費については、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用し、土木工事標準積算基準（宮城県土木部）により設計・積算し、石巻市契約規則に基づき指名競争入札を行い、適正な事業執行がなされたと判断される。

- ・被災元地買取りについては、国勢調査若しくは実測の面積に不動産鑑定単価を乗じた金額により事業執行したことから、適正な買取りがなされたと判断される。
- ・補助金交付については、国が定める防災集団移転促進事業費補助金交付要綱と同額の上限額とし、提出された土地及び建物の契約書等を精査したうえ、補助金を交付したため適正な執行がなされたと判断される。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

<想定した事業期間>

平成 24 年度～平成 25 年度

<実際に事業に有した事業期間>

宅地造成経費（1・3号経費） 平成 24 年度～平成 30 年度

被災元地買取経費（4号経費） 平成 24 年度～令和 2 年度

補助金交付（2・6号経費） 平成 27 年度～令和 2 年度

- ・想定した事業期間については、少しでも早い宅地の供給を目指したため、かなり余裕のない期間を想定していた。
- ・宅地造成については、被災者への住宅の再建方法についての説明及び意向の確認を何度も重ねることにより、被災者の意向に沿った宅地数を造成したため、事業期間は適当であったと判断される。
- ・被災元地買取りについては、相続や抵当権抹消等を被災者本人が行う必要があり、相当な時間を要したものの、被災者の意向に沿って買取りを行ったため、事業期間は適当であったと判断される。
- ・補助金交付については、被災者の住宅建築スケジュール、融資等の手続きに時間を要したが、被災者の意向に沿って交付を行ったため、交付期間は適正と判断される。
- ・特に大幅な遅延が見込まれた元地買取り及び補助金交付については、対象者に期限を明示する等連絡を重ね、手続きを促すことにより、令和 2 年度をもって事業を完了することができた。

事業担当部局

復興企画部復興推進課

電話番号：0225-95-1111

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

<p>事業番号 E-1-1 事業名 浄化槽集中導入事業（個人設置型）</p>
<p>事業費 総額 243,244 千円（うち復興交付金：182,431 千円） （内訳：補助金 243,244 千円）</p>
<p>事業期間 平成 24 年度～平成 30 年度</p>
<p>事業目的・事業地区</p> <p>【目的】 防災集団移転促進事業により高台に移転し家屋を新築した者や、従来の被災地域で建替え等により合併浄化槽を設置する者等に対し、設置費用の一部を補助するもの。</p> <p>【事業対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興交付金事業計画に基づく計画区域内において、住宅に処理対象人員 10 人以下の低炭素社会対応型浄化槽を設置する者 ※下水道法第 4 条第 1 項の規定により事業計画の認可を受けた予定処理区域を除く ※農業・漁業集落排水事業計画区域を除く。 ※浄化槽集中導入事業（市町村設置型）の区域を除く。 <div data-bbox="245 1061 1342 2040"> </div>

事業結果

平成 24 年度から平成 30 年度までの 7 年間で延べ 652 基の合併浄化槽が設置された。

内訳) 浄化槽設置基数、補助金額

平成 24 年度	8 基	2,984,000 円	
平成 25 年度	128 基	46,320,000 円	基準
平成 26 年度	113 基	42,710,000 円	5 人槽 332,000 円
平成 27 年度	106 基	40,134,000 円	7 人槽 414,000 円
平成 28 年度	124 基	46,326,000 円	10 人槽 548,000 円
平成 29 年度	99 基	37,504,000 円	
平成 30 年度	74 基	27,266,000 円	
合計	652 基	243,244,000 円	

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

浄化槽設置に補助金を交付することにより、被災者の経済的負担を軽減し、生活再建に資するとともに、生活環境及び公衆衛生の確保を推進できたものと判断できる。

② コストに関する調査・分析・評価

補助額を環境省所管循環型社会形成推進交付金と同額とした浄化槽等設置整備事業費補助金交付要綱を定め、その交付要綱に則り事務を遂行したため、適正な事業執行がなされていると判断できる。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

防集団地の整備が平成 29 年度まで行われたことから、本事業期間は浄化槽設置の需要が見込まれる平成 30 年度までとしており、実際に浄化槽設置の申し出も平成 30 年度で収束傾向となったため、妥当な事業期間であったものと判断できる。

<想定した事業期間>

補助金の交付・浄化槽の設置 平成 24 年度～平成 27 年度

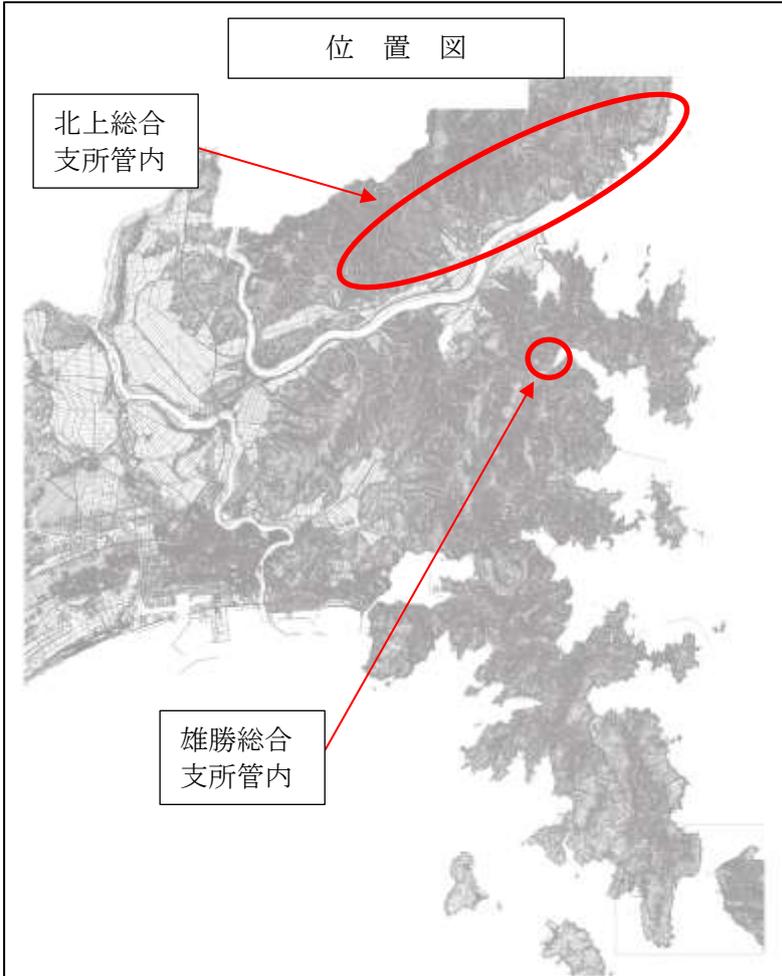
<実際に事業に有した事業期間>

補助金の交付・浄化槽の設置 平成 24 年度～平成 30 年度

事業担当部局

建設部下水道管理課 電話番号：0225-95-1111

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	E-1-2、E-1-3
事業名	浄化槽集中導入事業（市町村設置型） 浄化槽集中導入事業（市町村設置型B）
事業費	総額 113,464 千円（うち復興交付金：84,986 千円） （内訳：工事費 113,464 千円）
事業期間	平成 26 年度～平成 30 年度
事業目的・事業地区	<p>【目的】</p> <p>北上地区にて再建する者、及び、雄勝地区の震災後に下水道供用を廃止した旧下水道区域にて再建する者のために市が合併浄化槽を設置することで、地域住民の生活再建を後押しするとともに、生活環境及び公衆衛生の確保を図ることを目的とする。</p> <p>【事業地区】</p> <ul style="list-style-type: none">・北上総合支所内の防集団地及び自主再建する地区・雄勝総合支所管内の震災による公共下水道廃止区域 <p style="text-align: center;">位置図</p> 

事業結果

平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間で延べ 121 基の合併浄化槽を設置した。

内訳) 浄化槽設置奇数

平成 26 年度	11 基	平成 27 年度	30 基
平成 28 年度	27 基	平成 29 年度	41 基
平成 30 年度	12 基	合計	121 基

整備前



整備後



事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

市町村で浄化槽を設置することにより、被災者の経済的負担を軽減し、生活再建に資するとともに、生活環境及び公衆衛生の確保も推進できたものと判断できる。

② コストに関する調査・分析・評価

浄化槽設置工事の積算は、施工パッケージ型積算方式により実施し、石巻市契約規則等に基づき見積もり合わせを行い、公正な競争・透明性の確保に努め、適正な事業執行がなされていると判断できる。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

北上総合支所管内の防集団地の整備が平成 29 年度まで行われたこと、また、雄勝総合支所管内については、公共下水道を平成 26 年度末に廃止し、地域住民の建替への需要が平成 29 年度頃にピークとなったことを踏まえ、事業期間を平成 30 年度までとしており、実際に浄化槽設置の申し出も平成 30 年度で収束傾向となったため、妥当な事業期間であったものと判断できる。

<想定した事業期間>

浄化槽の設置 平成 25 年度～平成 27 年度

<実際に事業に有した事業期間>

浄化槽の設置 平成 26 年度～平成 30 年度

事業担当部局

建設部下水道管理課 電話番号：0225-95-1111

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号 C-4-3 事業名 被災地域農業復興総合支援事業（大川地区農業用機械等整備事業）
事業費 総額 588,135 千円（うち復興交付金 441,101 千円） （内訳：本工事費 414,057 千円、調査測量設計費 1,207 千円、 機械整備費 172,871 千円）
事業期間 平成 25 年度～令和元年度
事業目的・事業地区 当地区は震災前から、水稻をはじめとする土地利用型農業やパイプハウス等による花卉などの複合経営が展開され、本市の農業振興の観点から重要な地域となっているが、東日本大震災に伴い農業用施設及び機械が壊滅的な被害を受け、営農継続が困難な状態となったことから、被災農業者の農業用施設及び機械の復旧を行う事で農業者の営農再開を支援するものである。
位置図 
事業結果 [整備内容] 園芸施設 N=1 式 (A=8,600 m ²)、格納庫 N=4 棟、育苗ハウス N=35 棟、 農業用機械（トラクター、乗用田植え機、バーチカルハロー他）N=56 台 [大川地区における農作物生産量] 平成 25 年度から農業用施設及び機械の利用を始めており、主要作物である「水稻、大豆、花卉など」を栽培している。 令和 2 年度の収量実績においては、水稻及び大豆で 810 t、花卉類 190,000 本であり、本事業による営農効果が発現されていると判断される。

[整備後写真]

農業用施設建設（育苗ハウス）
農業用機械導入（トラクター、バーチカルハロー）



事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

県による農地整備事業と本事業により、営農法人の経営規模が安定し、営農がスムーズに行われているため、事業が適正に執行及び活用されていると判断される。

② コストに関する調査・分析・評価

本施設工事の設計・積算は公共建築工事積算基準書等をもとに実施し、石巻市契約規則に基づき業者を選定しており、公正な競争・透明性の確保に努め、適正な事業執行がなされていると判断できる。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

本事業は、県の農地整備事業に合わせて農業用施設・機械の整備を行っている。営農再開農地については海風や鳥獣害の影響を受けるため、栽培方法、作物栽培のエリア設定の見直し等を行い、導入する機械等についても見直しが必要となり工期が延伸となったものの、営農再開までに、確実に農業用施設、機械を導入できた。

<想定した事業期間>

用地測量	平成 26 年 3 月
用地造成工事・施設整備工事	平成 25 年 10 月～平成 30 年 3 月
農業用機械購入	平成 25 年 8 月～平成 29 年 3 月

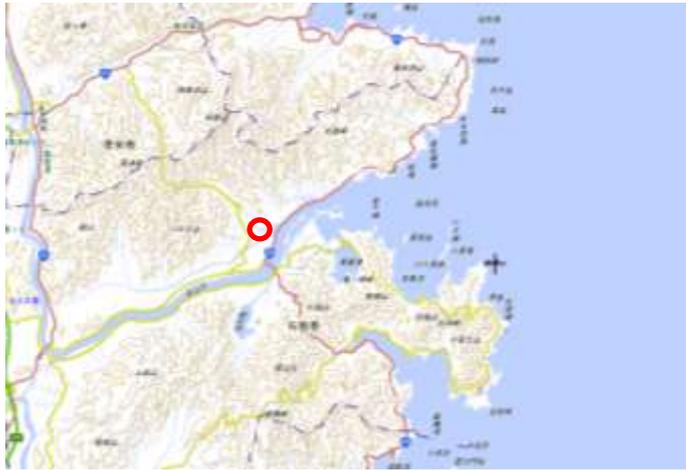
<実際に事業に要した事業期間>

用地測量	平成 26 年 3 月
用地造成工事・施設整備工事	平成 25 年 10 月～令和 2 年 3 月
農業用機械購入	平成 25 年 8 月～令和 2 年 3 月

事業担当部局

宮城県農政部農業振興課経営構造対策班 電話番号：022-211-2835
石巻市産業部農林課 電話番号：0225-95-1111

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号 C-4-4 事業名 被災地域農業復興総合支援事業（北上地区農業用機械等整備事業）
事業費 総額 262,929 千円（うち復興交付金 197,197 千円） （内訳：本工事費 80,873 千円、機械整備費 182,056 千円）
事業期間 平成 25 年度～令和元年度
事業目的・事業地区 当地区は震災前から、水稻を中心とした営農が行われており、本市の農業振興の観点から重要な地域となっているが、東日本大震災に伴い農業用施設及び機械が壊滅的な被害を受け、営農継続が困難な状態となったことから、被災農業者の農業用施設及び機械の復旧を行うことで農業者の営農再開を支援するものである。 <p style="text-align: center;">位 置 図</p> 
事業結果 [整備内容] 格納庫 N=4 棟、育苗ハウス N=35 棟、 農業用機械（トラクター、育苗機、高畝大豆播種機他） N=62 台 [北上地区における農作物生産量] 平成 25 年度から農業用施設及び機械の利用を始めており、主要作物である「水稻、大豆等」を栽培している。 令和 2 年度の収量実績においては、水稻で 262 t、大豆で 32 t であり、本事業による営農効果が発現されていると判断される。

[整備後写真]

農業用機械導入（トラクター）

農業用施設（格納庫）



事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

県による農地整備事業と本事業により、営農法人の経営規模が安定し、営農がスムーズに行われているため、事業が適正に執行及び活用されていると判断される。

② コストに関する調査・分析・評価

本施設工事の設計・積算は公共建築工事積算基準書等をもとに実施し、石巻市契約規則に基づき業者を選定しており、公正な競争・透明性の確保に努め、適正な事業執行がなされていると判断できる。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

本事業は、県の農地整備事業の進捗に合わせて農業用施設、機械等の整備を行っているが、農地整備事業の工程が当初計画から遅延した事により、本事業の事業期間も遅延したものの、営農再開までに、確実に農業用施設、機械を導入できた。

<想定した事業期間>

農業用機械購入	平成 25 年 5 月～平成 29 年 9 月
施設整備工事	平成 26 年 2 月～平成 28 年 3 月

<実際に事業に要した事業期間>

農業用機械購入	平成 25 年 5 月～平成 29 年 9 月
施設整備工事	平成 26 年 2 月～平成 31 年 4 月

事業担当部局

宮城県農政部農業振興課経営構造対策班 電話番号：022-211-2835

石巻市産業部農林課 電話番号：0225-95-1111

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

<p>事業番号 ◆A-2-1-1 事業名 適応指導教室整備事業</p>
<p>事業費 総額 87,308 千円（うち復興交付金 69,846 千円） （内訳：本工事費 74,635 千円、設計費 6,510 千円、工事監理費 2,484 千円、 用地費 3,679 千円）</p>
<p>事業期間 平成 25 年度～平成 26 年度</p>
<p>事業目的・事業地区 東日本大震災に伴う津波等により被害を受け使用不可能となった適応指導教室（不登校等により在籍校への通学が困難な児童生徒を対象とした教育施設）について移転新築を行うとともに、震災後の児童生徒の心のケアのセンター的機能を付加するもの。</p> <p style="text-align: center;">位置図</p>  <p style="text-align: right;">（出典：google map）</p>
<p>事業結果 施設名：適応指導教室 木造平屋建て 延べ床面積：223.26 ㎡</p> <p>整備前</p> 

整備後



事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

不登校児童生徒（保護者）と学校との連携機能を有しており、個々の実態に応じた学習指導や、人間関係及び仲間づくりを目的とした体験活動などが実施されている。例年 20 人程度（令和元年度：25 人、平成 30 年度：32 名）の児童生徒が通所するが、その約 75%（令和元年度：77.2%、平成 30 年度：78.9%）が所属校へ再登校（部分登校を含む）を果たしていることから、震災後の児童生徒の心のケアを行うセンター的機能を有する教育施設を整備することができたと判断される。

② コストに関する調査・分析・評価

事業費の設計・積算は社団法人公共建築協会編国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書により実施し、石巻市契約規則に基づき入札を行い、公正な競争の下、透明性が確保されたと判断できる。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

- ・本事業は、以下のとおり、概ね予定通り事業を進めることができた。
- ・設計業務に時間を要したものの、設計業務完了後速やかに工事着手したことにより、ほぼ当初の想定期間のとおりに工事を完了することができた。

<想定した事業期間>

用地買収完了	平成 25 年 6 月
設計発注・完了	平成 25 年 8 月～9 月
工事発注・完了	平成 25 年 11 月～平成 26 年 3 月

<実際に工事に要した事業期間>

用地買収完了	平成 25 年 11 月
設計発注・完了	平成 25 年 5 月～平成 26 年 1 月
工事発注・完了	平成 26 年 3 月～平成 26 年 11 月

事業担当部局

教育委員会学校教育課

電話番号：0225-95-1111

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

<p>事業番号 C-5-1 事業名 漁業集落防災機能強化事業（小室地区）</p>						
<p>事業費 総額 133,798 千円（うち復興交付金：100,341 千円） （内訳：調査設計費 56,140 千円、本工事費 74,975 千円、 用地補償費 2,683 千円）</p>						
<p>事業期間 平成 25 年度～令和 2 年度</p>						
<p>事業目的・事業地区 津波による甚大な被害を受けた小室地区の再生を行うにあたり、1m 程度の地盤沈下に伴う排水不良対策として、漁業集落道や排水路の嵩上げ整備を推進する。更には、漁業者が共同利用する水産関係用地の整備により、漁業集落及び水産業の復興を図る。</p> <div data-bbox="507 806 1125 1220" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">位置図</p>						
<p>事業結果</p> <table border="0"> <tr> <td>漁業集落道の整備</td> <td>L=197m (W=4m～5m)</td> </tr> <tr> <td>排水路の整備</td> <td>L=110m</td> </tr> <tr> <td>水産関係用地の整備</td> <td>A=1,714 m²</td> </tr> </table> <p><整備前> 出典：GoogleEarth</p> <div data-bbox="199 1574 738 1944" data-label="Image"> </div> <p><整備後></p> <div data-bbox="813 1574 1399 1944" data-label="Image"> </div>	漁業集落道の整備	L=197m (W=4m～5m)	排水路の整備	L=110m	水産関係用地の整備	A=1,714 m ²
漁業集落道の整備	L=197m (W=4m～5m)					
排水路の整備	L=110m					
水産関係用地の整備	A=1,714 m ²					

<整備後（水産関係用地）>



<整備後（集落道）>



事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

漁業集落道や排水施設の嵩上げ整備により、排水不良が解消されたため、小室地区漁業集落の防災性が強化され、安心・安全に漁業活動に従事することができるようになった。

また、水産関係用地を整備することにより、土地利用の高度化再編が図られ、14の漁業者が定置網の干し場や漁具等の置き場に活用しており、事業が適正に執行及び活用されていると判断される。

② コストに関する調査・分析・評価

事業費の設計・積算は土木工事標準積算基準書等により実施し、プロポーザル方式により業者を選定しており、公正な競争・透明性の確保に努め、適正な事業執行がなされていると判断される。

また、防災集団移転促進事業の効果促進事業として実施した低平地整備事業と合併施工とすることで工事諸経費の縮減を図った。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

本事業は、災害危険区域に指定した被災集落跡地での整備事業であり、漁業がすでに再開されている中、漁業活動の支障にならないよう、最大限配慮を行いながら事業を実施してきたため、大幅な事業の遅延が生じたものの、復興期間内に事業を完了することができ、漁業集落及び水産業の再生に寄与したものと判断される。

<想定した事業期間>

調査・測量・設計	平成 25 年 6 月～平成 26 年 3 月
用地取得・補償	平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月
工事	平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月

<実際に事業に有した事業期間>

調査・測量・設計	平成 26 年 2 月～令和 3 年 3 月
用地取得・補償	平成 27 年 5 月～平成 28 年 5 月
工事	平成 28 年 6 月～平成 30 年 7 月
	(令和 3 年 3 月支払完了)

事業担当部局

復興企画部復興推進課

電話番号：0225-95-1111

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

<p>事業番号 C-5-2 事業名 漁業集落防災機能強化事業（名振地区）</p>								
<p>事業費 総額 161,779 千円（うち復興交付金：121,326 千円） （内訳：調査設計費 52,852 千円、本工事費 105,010 千円、 用地補償費 3,917 千円）</p>								
<p>事業期間 平成 25 年度～令和 2 年度</p>								
<p>事業目的・事業地区 津波による甚大な被害を受けた名振地区の再生を行うにあたり、津波避難路などの防災安全施設の整備を推進する。また、1m 程度の地盤沈下に伴う排水不良対策として、漁業集落道や排水路の嵩上げ整備を推進する。更には、漁業者が共同利用する水産関係用地の整備により、漁業集落及び水産業の復興を図る。</p> <div data-bbox="568 891 1018 1200" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">位置図</p>								
<p>事業結果</p> <table border="0"> <tr> <td>津波避難路の整備</td> <td>2 箇所 L=225m</td> </tr> <tr> <td>漁業集落道の整備</td> <td>L=339m (W=4m～7m)</td> </tr> <tr> <td>排水路の整備</td> <td>L=37m</td> </tr> <tr> <td>水産関係用地の整備</td> <td>A=3,131 m²</td> </tr> </table> <p><整備前> 出典：GoogleEarth</p> <div data-bbox="204 1626 734 1989" data-label="Image"> </div> <p><整備後></p> <div data-bbox="855 1626 1308 1989" data-label="Image"> </div>	津波避難路の整備	2 箇所 L=225m	漁業集落道の整備	L=339m (W=4m～7m)	排水路の整備	L=37m	水産関係用地の整備	A=3,131 m ²
津波避難路の整備	2 箇所 L=225m							
漁業集落道の整備	L=339m (W=4m～7m)							
排水路の整備	L=37m							
水産関係用地の整備	A=3,131 m ²							

<整備後（水産関係用地）>



<整備後（集落道）>



事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

津波避難路の整備により、津波発生時に漁業者等の迅速な避難が可能となるとともに、漁業集落道や排水施設の嵩上げ整備により、排水不良が解消されたため、名振地区漁業集落の防災性が強化され、安心・安全に漁業活動に従事することができるようになった。

また、水産関係用地を整備することにより、土地利用の高度化再編が図られ、14の漁業者が定置網の干し場や漁具等の置き場に活用しており、事業が適正に執行及び活用されていると判断される。

② コストに関する調査・分析・評価

事業費の設計・積算は土木工事標準積算基準書等により実施し、プロポーザル方式により業者を選定しており、公正な競争・透明性の確保に努め、適正な事業執行がなされていると判断される。

また、防災集団移転促進事業の効果促進事業として実施した低平地整備事業と合併施工とすることで工事諸経費の縮減を図った。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

本事業は、災害危険区域に指定した被災集落跡地での整備事業であり、漁業がすでに再開されている中、漁業活動の支障にならないよう、最大限配慮を行いながら事業を実施してきたため、大幅な事業の遅延が生じたものの、復興期間内に事業を完了することができ、漁業集落及び水産業の再生に寄与したものと判断される。

<想定した事業期間>

調査・測量・設計	平成 25 年 6 月～平成 26 年 3 月
用地取得・補償	平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月
工事	平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月

<実際に事業に有した事業期間>

調査・測量・設計	平成 26 年 2 月～令和 3 年 1 月
用地取得・補償	平成 27 年 7 月～平成 28 年 8 月
工事	平成 29 年 1 月～平成 30 年 11 月 (令和 3 年 3 月支払完了)

事業担当部局

復興企画部復興推進課

電話番号：0225-95-1111

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

<p>事業番号 C-5-3 事業名 漁業集落防災機能強化事業（船越地区）</p>																
<p>事業費 総額 601,299 千円（うち復興交付金：450,962 千円） （内訳：調査設計費 187,284 千円、本工事費 398,093 千円、 用地補償費 15,922 千円）</p>																
<p>事業期間 平成 25 年度～令和 2 年度</p>																
<p>事業目的・事業地区 津波による甚大な被害を受けた船越地区の再生を行うにあたり、津波避難路や法面崩落防止施設などの防災安全施設の整備を推進する。また、1m 程度の地盤沈下に伴う排水不良対策として、漁業集落道や排水路の嵩上げ整備を推進する。更には、漁業者が共同利用する水産関係用地の整備により、漁業集落及び水産業の復興を図る。</p> <div data-bbox="561 878 1013 1182" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">位置図</p>																
<p>事業結果</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>津波避難路の整備</td> <td>2 箇所 L=105m</td> <td>法面崩落防止施設</td> <td>2 箇所</td> </tr> <tr> <td>漁業集落道の整備</td> <td colspan="3">L= 1,077m (W=4m～6m)</td> </tr> <tr> <td>排水路の整備</td> <td colspan="3">L=373m</td> </tr> <tr> <td>水産関係用地の整備</td> <td colspan="3">A=7,755 m²</td> </tr> </table> <p><整備前> 出典：GoogleEarth</p> <div data-bbox="204 1624 746 2004" data-label="Image"> </div> <p><整備後></p> <div data-bbox="821 1624 1396 2004" data-label="Image"> </div>	津波避難路の整備	2 箇所 L=105m	法面崩落防止施設	2 箇所	漁業集落道の整備	L= 1,077m (W=4m～6m)			排水路の整備	L=373m			水産関係用地の整備	A=7,755 m ²		
津波避難路の整備	2 箇所 L=105m	法面崩落防止施設	2 箇所													
漁業集落道の整備	L= 1,077m (W=4m～6m)															
排水路の整備	L=373m															
水産関係用地の整備	A=7,755 m ²															

<整備後（水産関係用地）>



<整備後（排水路）>



事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

津波避難路の整備により、津波発生時に漁業者等の迅速な避難が可能となるとともに、漁業集落道や排水施設の嵩上げ整備により、排水不良が解消されたため、船越地区漁業集落の防災性が強化され、安心・安全に漁業活動に従事することができるようになった。

また、水産関係用地を整備することにより、土地利用の高度化再編が図られ、12の漁業者が定置網の干し場や漁具等の置き場に活用しており、事業が適正に執行及び活用されていると判断される。

② コストに関する調査・分析・評価

事業費の設計・積算は土木工事標準積算基準書等により実施し、プロポーザル方式により業者を選定しており、公正な競争・透明性の確保に努め、適正な事業執行がなされていると判断される。

また、防災集団移転促進事業の効果促進事業として実施した低平地整備事業と合併施工とすることで工事諸経費の縮減を図った。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

本事業は、災害危険区域に指定した被災集落跡地での整備事業であり、漁業がすでに再開されている中、漁業活動の支障にならないよう、最大限配慮を行いながら事業を実施してきたため、大幅な事業の遅延が生じたものの、復興期間内に事業を完了することができ、漁業集落及び水産業の再生に寄与したものと判断される。

<想定した事業期間>

調査・測量・設計	平成 25 年 6 月～平成 26 年 3 月
用地取得・補償	平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月
工事	平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月

<実際に事業に有した事業期間>

調査・測量・設計	平成 26 年 2 月～令和 3 年 3 月
用地取得・補償	平成 27 年 3 月～平成 30 年 1 月
工事	平成 29 年 5 月～令和 2 年 6 月

事業担当部局

復興企画部復興推進課

電話番号：0225-95-1111

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

<p>事業番号 C-5-4 事業名 漁業集落防災機能強化事業（前網地区）</p>						
<p>事業費 総額 169,215 千円（うち復興交付金：126,905 千円） （内訳：調査設計費 58,582 千円、本工事費 107,407 千円、 用地補償費 3,226 千円）</p>						
<p>事業期間 平成 25 年度～令和 3 年度</p>						
<p>事業目的・事業地区 津波による甚大な被害を受けた前網地区の再生を行うにあたり、津波避難路などの防災安全施設の整備を推進する。また、1m 程度の地盤沈下に伴う排水不良対策として、漁業集落道の嵩上げ整備を推進する。更には、漁業者が共同利用する水産関係用地の整備により、漁業集落及び水産業の復興を図る。</p> <div data-bbox="630 817 965 1243" style="text-align: center;">  <p>位置図</p> </div>						
<p>事業結果</p> <table border="0"> <tr> <td>津波避難路の整備</td> <td>2 箇所 L=190m</td> </tr> <tr> <td>漁業集落道の整備</td> <td>L=160m (W=2.5m~4m)</td> </tr> <tr> <td>水産関係用地の整備</td> <td>A=532 m²</td> </tr> </table> <p><整備前> 出典：GoogleEarth</p> <div data-bbox="183 1579 710 2004" style="display: inline-block; vertical-align: top;">  </div> <div data-bbox="805 1534 957 1568" style="display: inline-block; vertical-align: top;"> <p><整備後></p> </div> <div data-bbox="805 1579 1404 2004" style="display: inline-block; vertical-align: top;">  </div>	津波避難路の整備	2 箇所 L=190m	漁業集落道の整備	L=160m (W=2.5m~4m)	水産関係用地の整備	A=532 m ²
津波避難路の整備	2 箇所 L=190m					
漁業集落道の整備	L=160m (W=2.5m~4m)					
水産関係用地の整備	A=532 m ²					

<整備後（水産関係用地）>



<整備後（避難路）>



事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

津波避難路の整備により、津波発生時に漁業者等の迅速な避難が可能となるとともに、漁業集落道の嵩上げ整備により、排水不良が解消されたため、前網地区漁業集落の防災性が強化され、安心・安全に漁業活動に従事することができるようになった。

また、水産関係用地を整備することにより、土地利用の高度化再編が図られ、4の漁業者が定置網の干し場や漁具等の置き場に活用しており、事業が適正に執行及び活用されていると判断される。

② コストに関する調査・分析・評価

事業費の設計・積算は土木工事標準積算基準書等により実施し、プロポーザル方式により業者を選定しており、公正な競争・透明性の確保に努め、適正な事業執行がなされていると判断される。

また、防災集団移転促進事業の効果促進事業として実施した低平地整備事業と合併施工とすることで工事諸経費の縮減を図った。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

本事業は、災害危険区域に指定した被災集落跡地での整備事業であり、漁業がすでに再開されている中、漁業活動の支障にならないよう、最大限配慮を行いながら事業を実施してきたため、大幅な事業の遅延が生じたものの、復興期間内に事業を完了することができ、漁業集落及び水産業の再生に寄与したものと判断される。

<想定した事業期間>

調査・測量・設計	平成 25 年 6 月～平成 26 年 3 月
用地取得・補償	平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月
工事	平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月

<実際に事業に有した事業期間>

調査・測量・設計	平成 26 年 2 月～令和 3 年 11 月
用地取得・補償	平成 27 年 2 月～平成 30 年 11 月
工事	平成 29 年 4 月～令和 3 年 9 月

事業担当部局

復興企画部復興推進課

電話番号：0225-95-1111

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

<p>事業番号 D-4-78 事業名 災害公営住宅整備事業（不動町地区）</p>
<p>事業費 総額 895,705 千円（うち復興交付金 783,740 千円） （内訳：本工事費 703,623 千円、調査設計費 98,779 千円、 用地費 93,303 千円）</p>
<p>事業期間 平成 24 年度～平成 28 年度</p>
<p>事業目的・事業地区 東日本大震災により、住宅を滅失した方へ、安全・安心で良質な公営賃貸住宅を供給するもの。</p> 
<p>事業結果 整備手法：UR 買取 構造・階数：共同住宅 1 棟（RC 造 5 階） 延べ床面積：1709.05 m² 整備戸数：24 戸</p> 

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

不働町地区災害公営住宅は平成 27 年 11 月に完成し、令和 3 年度末現在で整備戸数 24 戸のうち、23 戸が入居している。整備戸数のほぼすべてが入居していることから有効に活用されていると判断される。

② コストに関する調査・分析・評価

本事業は、都市再生機構法に基づく要請により独立行政法人都市再生機構（UR 都市機構）と協定を締結の上、買取を実施しており、国土交通省の定める標準建設費の範囲内で実施されていることから、適正な事業執行がなされていると判断される。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

本事業は、UR 都市機構の人材や技術力等による効率的な整備を図るため、UR 買取の整備手法により実施しており、以下のとおり、概ね予定通り事業を進めることができた。

<想定した事業期間>

用地買収 平成 25 年 1 月～平成 25 年 3 月
調査設計 平成 25 年 1 月～平成 25 年 12 月
工 事 平成 26 年 1 月～平成 27 年 3 月

<実際に事業に要した事業期間>

用地買収 平成 25 年 6 月～平成 25 年 7 月
UR 買取 平成 26 年 9 月～平成 27 年 11 月

事業担当部局

建設部住宅課

電話番号：0225-95-1111

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-16-3
事業名	市街地再開発事業（中央一丁目14・15番地区）
事業費	総額 496,030 千円（うち復興交付金 297,617 千円） （内訳：本工事費 361,815 千円、測量設計費 62,045 千円、 用地費・補償費 52,740 千円、権利変換諸費 19,430 千円）
事業期間	平成 25 年度～平成 28 年度
事業目的・事業地区	<p>無堤であった本地区では、旧北上川を遡上した津波により家屋の殆どが流失あるいは全半壊したことから、川沿いに津波・高潮被害を防ぐための堤防が計画され、その堤防整備事業と市街地再開発事業で事業間調整を行いながら、良好かつ一体的な水辺空間を創出するとともに、被災者への早期の住宅供給を含めたまちなか居住の促進を図る市街地再開発事業を実施したものの。</p>  <p>位置図</p>
事業結果	<p>東日本大震災で被災された方への一刻も早い住宅供給と市街地の復興を目指し事業を進めた。事業を進めるにあたり本地区では隣接して整備される堤防整備事業と連携、調整し、堤防整備後の利活用も視野に入れ堤防と接続した離島航路の発着所の整備など一体的な水辺空間を創出した。また、今後も起こり得る津波災害対策として上層階へ住宅を設け下層階はピロティ形式の駐車場にするとともに、緊急時に周辺住民や来街者が、一時的に避難できるよう津波避難ビルとして整備した。災害に強いまちづくりと併せ、被災者への住宅供給によるまちなか居住の促進を図るとともに、離島航路により観光拠点である離島と街なかの回遊性の増進を図り、中心市街地の賑わい再生に寄与した。</p> <p>【整備内容】 延床面積 約 8,500 m² 構造・階数 RC造・7階建て 用途 住宅 79戸（分譲 23戸、権利者 2戸、公営 54戸） 高齢者福祉施設、 業務施設（離島航路事務所兼待合所）</p>

整備前 (H24. 8. 7)



整備後 (R3. 4. 11)



事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

近年の中心市街地から郊外への居住人口の流出傾向が東日本大震災によって加速し、中心市街地の都市機能の衰退が課題となっていた状況から、本事業による住宅や高齢者福祉施設の整備により、被災者への早期住宅供給及びまちなか居住の促進を図るとともに、河川堤防と連携した一体的な水辺空間の創出により良好な居住環境の確保が図られており、事業が適正に執行及び活用されていると判断される。

【住戸数】事業前 2戸 → 事業完了時 79戸

② コストに関する調査・分析・評価

補助事業の執行にあたっては、民間事業者に対し東日本大震災復興交付金交付要綱や社会資本整備総合交付金交付要綱、住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目に基づき、適切な算定資料、根拠資料の提出を求めるとともに、補助対象業務の発注にあたっては、公共事業に準じて行うよう指導し、公正な競争・透明性の確保に努め、適正な事業執行がなされていると判断される。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

近接する堤防整備による躯体への影響、工法の検討や工事期間の調整のほか、他補助事業との補助対象部分の切り分け等、各種検討に時間を要したが、関係機関等との綿密な協議、調整により事業完了することができた。

<想定した事業期間>

調査設計等 平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月

補償・土地整備 平成 26 年 4 月

建築工事 平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月

<実際に事業に有した事業期間> ※補助金交付決定～確定

調査設計等 平成 25 年 12 月～平成 27 年 3 月

補償・土地整備 平成 26 年 11 月～平成 27 年 3 月

建築工事 平成 27 年 1 月～平成 28 年 11 月

事業担当部局

建設部都市計画課

電話番号：0225-95-1111

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-2-9
事業名	道路事業（高台移転等に伴う道路整備（区画整理））（あけぼの北地区） D-17-13 都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業）（あけぼの北地区）
事業費	総額 465,968 千円（うち復興交付金 350,212 千円） （内訳：本工事費 462,968 千円、補償費 3,000 千円）
事業期間	平成 25 年度～平成 27 年度
事業目的・事業地区	<p>津波被害により移転を余儀なくされた被災者の速やかな生活基盤を形成するため、良好かつ健全な市街地の整備を図る。</p> <p>また、土地区画整理事業地に接道する重要な都市計画道路を、移転に伴う交通量の増加に対応し歩行者と車両が円滑かつ安全に通行ができるように早急に整備を行う。</p> <p>＜地区面積＞ あけぼの北地区 約 5.6ha</p> <p>＜路線名称＞ 石巻工業工曾波神線 L=339m W=16m（両側歩道 W=3.5m）</p>
位置図	
事業結果	<p>土地区画整理事業の手法を用いて、良好かつ健全な市街地の形成を図った。その中でも、住宅再建資力がない等の住宅困窮者向けの災害公営住宅用地の整備を優先しながら、宅地、道路、供給施設等の整備を行い、都市基盤の復興に向けた事業の推進が図られた。</p> <p>【事業施行後の地積】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路 約 1.1ha（総延長：1,673m） ・水路、調整池 約 0.5ha（水路総延長：133m、調整池面積：3,401㎡） ・公園、緑地 約 0.4ha（公園：1か所、緑地：1か所） ・宅地 約 3.6ha

整備前



整備後



種別	画地数
戸建住宅	42
復興公営住宅 (162戸)	1
沿道業務用地	10
公益的施設	2
既存宅地	1
計	56

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

本事業は、都市基盤の再建と健全な住宅地への再構築を図るべく、面的な整備を実施するとともに移転に伴う交通量の増加に対応する道路整備を行ったものであり、住民の安心安全な住環境を確保することができたものと判断される。

なお、土地区画整理事業で整備した宅地は42画地で、全て利用されている。

② コストに関する調査・分析・評価

事業費の設計・積算は、土木工事標準積算基準書等により実施し、石巻市契約規則等に基づき契約を行い、公正な競争・透明性の確保に努め、適正な事業執行がなされていると判断される。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

土地区画整理事業の中で時間を多く費やす仮換地指定に関する手続きにおいて、従前地（田畑等）の地権者に対して丁寧な説明を行うことで用地を先行買収し、市有地にすることで大幅に期間を短縮することができ、早期に造成工事を着手できた。

<想定した事業期間>

工事施工 平成 25 年 12 月～平成 28 年 3 月

<実際に事業に有した事業期間>

工事施工 平成 25 年 12 月～平成 28 年 2 月

換地処分公告 平成 28 年 5 月 20 日

通常、公共団体施行の土地区画整理事業は、10 年近くかかるケースもある中、被災者の東日本大震災から復興を成し遂げるという強い想いと、全国からの支援職員、設計コンサルタント及び施工業者等が一致団結して事業を進め、当地区において震災から 4 年 7 か月後の平成 27 年 10 月に第 1 期の供給を開始することができ、事業認可から約 3 年という短期間で換地処分を迎えることができた。

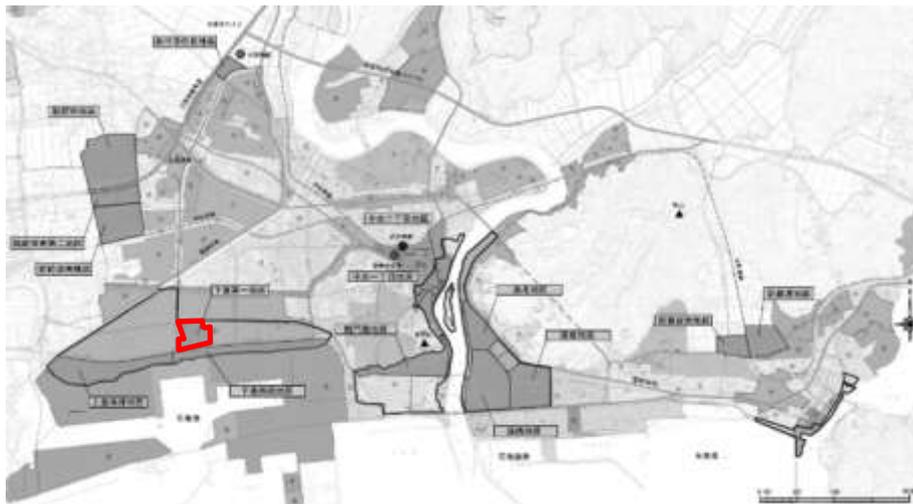
事業担当部局

建設部都市計画課 電話番号：0225-95-1111

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-2-6	
事業名	道路事業（高台移転等に伴う道路整備（区画整理））（下釜第一地区） D-17-14 都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業）（下釜第一地区） ★D17-14-2、8、13 下釜第一地区区画整理事業地内のがれき撤去事業（平成26～28年度分） ★D17-14-3 下釜第一地区区画整理事業先行取得用地管理業務（平成26年度分） ★D17-14-4、9、12 下釜第一地区区画整理事業地内の上水道施設整備事業（平成26～28年度分） ★D17-14-5、10、11、16 下釜第一地区区画整理事業に係る調査設計等業務（平成26～29年度分）	
事業費	総額 2,026,922千円（うち復興交付金 1,556,635千円） （内訳：工事費 927,649千円、調査設計費 421,812千円、 用地費及び補償費 677,461千円）	
事業期間	平成25年度～平成30年度	
事業目的・事業地区	<p>【D-2：道路事業】</p> <p>災害時において円滑かつ早急に避難できるよう、日和山や市街地内陸部等への逃げ道となる避難路を確保するため都市計画道路の整備を行う。</p> <p>【D-17：都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業）】</p> <p>津波からの避難の障害となった狭隘道路及び袋小路状道路の解消など地域の安全性と利便性に配慮した道路網の構築、避難経路等の適正な配置を図るほか、住宅再建資力が無いなど住宅困窮者の敷地の集約による公営住宅用地の整備、用途混在の解消や街区公園等との一体的整備により安全安心で秩序ある住宅市街地の形成を図る。</p> <p>【★D17-14：効果促進事業】</p> <p>都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業）を円滑に推進するため、効果促進事業の一括配分を活用し、がれき撤去、用地管理、上水道施設整備事業、調査設計等業務を行う。</p> <p><地区面積> 下釜第一地区 約12.1ha <路線名称> 釜大街道線 L=310.2m W=16m（両側歩道W=3.5m） 石巻工業港曾波神線 L=98.7m W=5m（拡幅部施工）</p>	

位置図



事業結果

【事業施行後の地積】

- ・道路 約 3.1ha (総延長：4,119.6m)
- ・公園 約 0.4ha (公園：2か所)
- ・宅地 約 8.6ha

種別	画地数
宅地	200
復興公営住宅 (96戸)	1
計	201

整備前



整備後



① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

本事業は、土地区画整理事業の手法を用いて、都市計画道路の整備をはじめ、避難の障害となった狭隘道路や袋小路道路の解消や、復興公営住宅用地を創出する土地の集約を行うことで、消防・救急活動や災害時の避難の円滑化により、安心安全な市街地を形成するとともに地域離れを抑制し、住宅再建を促進し、良好かつ健全な市街地の形成が図られた。

なお、土地区画整理事業で整備した宅地は 201 画地で、そのうち、未利用となっている市有地 1 画地は公募にかけ利用増進を図っている。

② コストに関する調査・分析・評価

事業費の設計・積算は、宮城県土木工事標準積算基準書等により実施し、石巻市契約規則等に基づき契約を行い、公正な競争・透明性の確保に努め、適正な事業執行がなされていると判断される。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

地域住民やまちづくり協議会が中心となり、地元の要望を反映させることで事業に対する大きな反対がなく事業を進めることができた。さらに減価買収や災害公営住宅等の用地確保については、地権者のうち、土地の売却を希望されている方から買取りを進められたことで、早期に造成工事が着手できた。

<想定した事業期間>

調査測量設計	平成 25 年 4 月～平成 30 年 3 月
減価補償用地買収	平成 25 年 4 月～平成 27 年 10 月
物件移転補償	平成 25 年 10 月～平成 29 年 3 月
工事施工	平成 26 年 4 月～平成 29 年 10 月

<実際に事業に有した事業期間>

調査測量設計	平成 25 年 12 月～平成 31 年 3 月
減価補償用地買収	平成 25 年 10 月～平成 26 年 6 月
物件移転補償	平成 25 年 12 月～平成 29 年 9 月
工事施工	平成 26 年 7 月～平成 29 年 10 月
換地処分公告	平成 30 年 10 月 26 日

通常、公共団体施行の土地区画整理事業は、10 年近くかかるケースもある中、被災者の東日本大震災から復興を成し遂げるといふ強い想いと、全国からの支援職員、設計コンサルタント及び施工業者等が一致団結して事業を進め、平成 25 年 11 月の事業認可から約 5 年という短期間で換地処分を迎えることができた。

事業担当部局

建設部都市計画課

電話番号：0225-95-1111